

平成28年第2回睦沢町議会定例会会議録

平成28年6月17日(金)午前9時開会

出席議員(14名)

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	中村精一	福祉課長	田邊浩一
健康保険課長	石井安邦	産業振興課長	平山義晴
会計管理者	白井実	総務課主査兼 総務班長	中村年孝
総務課主査兼 財政班長	秋葉秀俊	教育長	今井富雄
教育課長	白井住三子	教育課主幹兼 指導主事	吉野清久
選挙管理委員会 書記	鈴木庄一	睦沢町農業委員会 事務局局長	平山義晴

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 伊丹 徳重
書 記 麻生 健介

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 陳情第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 4 陳情第 2 号 「国における平成29(2017)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1 号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第 8 議案第 3 号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第 4 号 財産の処分について
- 日程第10 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 追加日程第 1 発議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議案第 2 号 国における平成29(2017)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第2回陸沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、平成28年1月分から平成28年3月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、町長より、本年度新規採用職員の研修として今期定例会を傍聴させたい旨の依頼があり、これを了承いたしましたので、ご報告いたします。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る6月3日に今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、中村義徳委員長から報告があります。

中村義徳委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会から報告いたします。

去る6月3日に、市原議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、平成28年第2回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、一般質問は8名の議員から通告がされており、議案などについては、陳情2件、議案4件、報告1件であります。

会期は、協議の結果、本日1日限りといたしました。

次に、本日の日程について申し上げます。

まず最初に、陳情2件の審議をお願いいたします。陳情につきましては、委員会付託を省略し、本会議で決することといたしました。続いて、通告順に従い一般質問を行います。その後、議案4件、報告1件を予定いたしました。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げます。

今期定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦勞さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで、町長からご挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第2回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

季節は梅雨を迎えておりますが、木々の緑も一層深みを増し、水稻の育成も勢いを増してきました。議員各位におかれましては、日ごろより町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

平成28年度の各種事務事業も順調にスタートしておりますが、昨年定めた睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の将来像である、「住もうむつざわ 行こうむつざわ 「新しいまちのかたち」がここにある」の実現に向けて、スピード感を持って取り組んでおるところであります。

さて、4年間、議員各位には大変お世話になりましたが、私の町長としての任期も残りわずかとなりました。先般、2期目への挑戦を表明させていただき、間もなく選挙となりますが、本定例会においても今後の町政運営についてのご質問をいただいておりますので、私の考えをお示しさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

本定例会でご審議いただく案件につきましては、睦沢町国民健康保険税条例の一部改正、公の施設の指定管理者の指定期間の変更、一般会計補正予算等4議案と繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管について報告をいたします。

去る5月1日の発令により、元町議会議員の松崎 上様が旭日単光章の栄に輝かれました。松崎様は議員4期、16年にわたり町の発展に大きく寄与され、88歳の高齢者叙勲に浴されたものであります。誠におめでとうございます。

次に、まちづくり課所管の行政報告をいたします。

4月18日の臨時議会において補正予算の承認をいただいた自治体P P Sへの出資につきましては、5月25日に株式会社CHIBAむつざわエナジー発起人会が開催され、議案として合弁会社設立契約書の確認、発起人による設立事項の確認、定款の確認、そして役員を選任について提案がされ、全ての案件が承認をされました。

株式会社CHIBAむつざわエナジーの設立については、電力システム改革により、エネルギーの地産地消、電気小売事業を活用した地域振興を進める機会が得られたことを受けて、それらを実現するための新電力会社を設立したものでございます。この新電力会社により、睦沢町内で消費出来る循環型のエネルギー供給システムを構築し、環境に優しいまちづくりを目指します。

また、新電力会社の概要については、名称は株式会社CHIBAむつざわエナジー、所在地は睦沢町下之郷1650番地1、代表者の役職氏名については、代表取締役社長に不肖私、市原 武、同じく代表取締役にパシフィックパワーの坂口裕志氏が選任されました。資本金は900万円で、平成28年6月13日をもって設立となりました。株主及び持ち株比率は1株5万円とし、睦沢町が100株、パシフィックパワー株式会社が35株、睦沢町商工会が9株、株式会社合同資源が9株、関東天然瓦斯開発株式会社が9株、株式会社千葉銀行が9株、房総信用組合が9株でございます。

今後のスケジュールといたしまして、本年10月をめどに電力供給開始が出来るよう事務を進めて参りますので、ご理解、ご協力を賜るものでございます。なお、本日、株式会社CHIBAむつざわエナジーの定款を配付させていただいております。

次は、むつざわスマートウェルネスタウンPFI事業についてでございますが、本日、実施方針（案）の配付をさせていただいております。実施方針につきましては、PFI事業を進めるに当たっての基本的な事項をまとめたものでございます。特定事業の選定に関する事項、民間事業者の募集及び選定に関する事項などが記載されております。

今後は、本実施方針（案）を公表した上で、現場説明会の開催を行い、8月中旬には正式な実施方針として公表をいたします。また、その際には要求水準書（案）の公表を行い、提

案希望者からの質疑に対する回答等を行います。そして、10月中旬をめどに公募を開始し、現場説明、質疑に対する回答を行い、年が明けて1月上旬には参加表明を受け付け、1月下旬を提案書提出の締め切りとし、その後、提案書のチェック、そして審査委員会によるヒアリングなどを経て、3月中ごろには優先交渉権を決定し、3月末日までに基本協定書の締結をする予定でございます。新年度、29年度になりますと仮契約を締結し、そして、6月の定例議会においてPFI事業契約の議決をお願いしたいと考えております。

以上がまちづくり課所管の報告となります。

最後に、産業振興課から、5月29日に実施しましたゴミゼロ運動につきましてご報告いたします。

当日は1,400人の方々の参加をいただき、2,300キログラムのごみの回収を行いました。各区を始め、ご協力いただきました町民の皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上、私の挨拶と行政報告を申し上げます。よろしく願いをいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので、報告いたします。

市原町長。

○町長（市原 武君） 大変恐縮でございますが、議案審議資料の一部を差し替えたく、お許しをいただきたいと存じます。

○議長（市原重光君） ただいま町長から議案審議資料の一部差し替えの申し出がありました。内容について説明をお願いいたします。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） それでは、大変恐縮でございますが、差し替えをお願いいたすものでございますけれども、事前に配付いたしました議案審議資料の1ページ、議案第1号審議資料、平成28年度税改正案でございます。

訂正箇所につきましては、中段の基礎・支援・介護の計④というものがございまして、その列の一番最後、差というところがあるのですが、その数字に誤りがございました。また、その下の減額⑤のところ、小計の欄を追加させていただいたものでございます。

お手元に正しいものを配付させていただきましたので、差し替えをいただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 以上のとおり、差し替えをお願いします。

漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。7番、清野 彰議員、8番、今関澄男議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日と決定しました。

◎陳情第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第3、陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を議題とします。

職員に陳情書を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました陳情につきましては、過去にも同趣旨の陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略

し、本会議で決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

◎陳情第2号の上程、説明、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第4、陳情第2号 「国における平成29(2017)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

伊丹書記。

(伊丹書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

先程の陳情第1号と同様に、本陳情につきましても過去に陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し、本会議で決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採決に関する陳情書を採択することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に発言されますようお願いいたします。

また、通告以外の質問に答弁はされませんので、ご了承ください。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

◇市原時夫君

○議長（市原重光君） 最初に、12番、市原時夫議員、どうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最初にやらせていただきます。日本共産党の市原時夫でございます。通告順に沿って一般質問を行いたいと思います。

最初は、小中一貫校についての考え方であります。

町長の施策の基本ということで、この間述べられておりますが、その中の一つとして、人口の急減を防ぐということを中心の一つに置かれているわけでありまして。この点では、主に住宅建設という面から、若者定住という施策を進めておられるわけでありまして。私は、これ

までも述べてきておりますが、若い方への今後の定住促進という立場から見ても、子育て支援、ここのところを充実すべきではないかと主張し、考えております。

今、全国的であります。住民が直面している問題は、物価高、正規雇用の減少と非正規雇用の増大、実質賃金の下落、生活の不安定化、税金や各種負担増、平和への危機感などがあります。こうした状況から、町として子育て支援の充実をすることは、睦沢町の魅力アップと若者定住にとっても重要だと考えております。

町長は、今年度予算で、町民の十分な理解と合意を得たとは言いがたい状況の中で、小学校統合を前提とした予算化を行いました。また、今後の方針として小中一貫校についても触れられております。

睦沢町の子育て、教育への支援施策は、歴史的に見ても、また、私が議員になってからの経過を見ましても、子供たちの立場に立った独自の先進的な例として全国に評価されてきた内容を持っていたわけであります。

しかし近年、学校給食のセンター化、いわゆる親子方式ということではありますが、さらには民営化、そして子供の医療費の自己負担の新規導入など、その根幹と言うべき基本的姿勢の転換がなされてしまったと感じております。私には、町のやり方は、国の流れや他地域の状況の中で、町の独自の、そしてすぐれた制度を失わせているのではないかと感じているわけであります。

そんな中で、今回、町長は小中一貫校について述べているのですが、地域にとって、また児童・生徒にとって、合理性があるものとしてお考えなのか、まずお聞きをしたいと思います。

この制度は、昨年6月の延長国会の中で、小中一貫校、いわゆる義務教育学校という形で制度化をする学校教育法の改正が賛成多数で成立をし、本年7月からの施行となったものであります。つまり、現行の小・中学校に加えて、小学校から中学校までの義務教育を一貫として行う義務教育学校というものを新たな学校の種類として規定したことによって、市町村が判断して選択出来るようにした、これが法律の趣旨であります。

しかし、小中一貫校は既に特例制度の活用によって、2014年5月時点ではありますが、1,300件が取り組んでおり、様々な問題点も指摘をされております。また、住民の側からこうした要請運動、大きな要望運動が起きたということではなく、経過的に見ても、内閣府の教育再生実行会議などの提言などが先にあった、いわゆるトップダウンとして進められてきたものであります。

そして、その最大の根拠となっているのが、中学校1年生になったときに、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる中1ギャップ論、これを克服出来るというものであります。ただ、このギャップ論というのは、様々な実証、それから見解などがありまして、例えば文科省、国立教育政策研究所発行のパンフレットでは、客観的な事実とは言い切れないという形で指摘をされているものでありまして、必ずしもこれが全社会的に確定しているものではないわけでありまして。

睦沢中学校の場合、例えばこの法律の趣旨の流れの主な原因であった中1ギャップ論というのが深刻なのか。また、克服する有効な手段と言えるのかお聞きをしたいと思います。

また、様々な議論を通じまして、一貫校がいじめ・不登校の減少、学力の向上、こういう点でも必ずしも因果関係があるとは言い切れないということも明らかになっているわけでありまして。こうした点を考えますと、睦沢町の場合、一貫校という仕組みが有効と言えるのか疑問だと思ってしまうわけですので、まずお聞きをしたいと思います。

次に、小学校統合による瑞沢小学校校舎の施設利用ということについても、町長はこれまで述べておられます。そして、その一つとして外国人の方の宿泊施設へ転用という話があったのでございますが、全くどのような内容かわからないわけでありまして、施設の転用という根本的な考え方ではありますが、私も調べてみましたが、先程、町長もおっしゃいましたけれども、睦沢町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」・「総合戦略」、つまり長期計画であります。そして、どこで位置付けられているのかということについて、ちょっと私もわからなかったもので、具体的にどう位置付けて、こうした発想が出てきたのかということをお聞きしたいと思います。

それで、もともとこの瑞沢小学校というのは建設の際に、施設の実際の内容を見てもわかると思いますけれども、将来、福祉施設として活用出来るようなエレベーター設置の場所でしたっけ、そういうようなものも設置をしたという経過があるわけでありまして、そういう基本的な姿勢を変えるのかどうなのか、またその理由はどうなのかと、この辺もやっぱり明らかにしてから、具体的な課題について明確にすべきではないかと思っております。町政の中でどう位置付けられているかということについて、住民合意がまず先だと。それから具体的なものとして進むべきではないかと思っております。

合併問題のときにも、これはかなり議論になりました。公共施設というのは、地域の活性化にとっても極めて重要な施設であり、単に民間に譲渡ということでは、地域のあり方からいっても極めて問題だと思っておりますし、昨年ですか、合併特例債が切れまして、ま

すますこのように、子どもも指摘しましたように、合併によって地域の拠点的な公共施設がなくなるということで、いわゆる寂れてしまうというような状況も明らかになっているわけでありますから、今後の町の発展にとって、こうした重要な施設、どうすべきかということについては、住民との合意によって展望を示す中で考えていくべきでありまして、最初に何々ありきということではないと思いますので、今のところ、どういう施設として町長が出されたのかというのがわからないので、教えていただきたいと思います。

次に、子ども医療費について伺いたいと思います。そしてその後、就学援助制度についても伺うわけですが、私がこれをなぜ出したかということ、今、子供さんをめぐっては、極めて重大な問題が発生しております。特に経済的な問題であります。皆さんもうご存じだと思いますが、3年ごとに発表される日本の子供の貧困率、過去最悪の16.3%、これは2012年、恐らくこれは最新だと思うんですが、実態であります。

子供の貧困率とは、平均所得の半分に満たない世帯で暮らす18歳未満の子供の割合であります。私はこの数字を見て大変だと思いました。OECD加盟国34か国ワースト10の深刻さだと。特に近年言われているのは、ひとり親家庭の世帯で、その貧困率は54.6%と、OECD加盟34か国最悪という数字も出ているわけであります。

私は、政府が進めてきた雇用、福祉、社会保障の切り捨て、こういうことによる貧困と格差の拡大が原因だと考えております。色々な相談を私も受けるんですが、お母さんが一人でお子さんが何人かいらっしゃるという方でございましたが、一生懸命働いているわけですが、とても子供さんの教育費用にかかわる支出分で本当に困っているというお話もお聞きしまして、何とかならないのかなというふうな記憶があります。特にひとり親の家庭は大変だということを実感したわけでありまして、今回の質問のもとになったものであります。

私は、子育て世代の負担軽減などは国の責任として充実させるべきだと考えております。しかし、自治体として、現在の状況をしっかりと認識し、支える施策をとるべきだということで、この8月から高校生までの医療費助成と引き換えに、新たに全世帯の子供の医療費の窓口負担を求めるという方向を決めたわけですが、今からでも遅くないわけで、私は、こうした子育て支援の負担を増やさせるやり方を中止すべきだと、元に戻すべきだと思うわけがあります。

町長は、人口の急減を防ぐことを重視しております。若者定住促進を進めております。即効性のある住宅購入への支援を進めているわけでありますが、先程言いましたように、定住促進という視点から見ても、子育て支援というのは欠かせないと思うわけであります。長野

県の色々な、人口が増えてきているような自治体を見ましても、もちろん若者向けの住宅もあります。こうしたソフト事業が相当細かくやられております。昨年も私は、視察した経験から具体的な提案もさせていただいているわけでありまして。

高校までの医療費支援の町の負担額、この前も聞いたと思いますが、大体340万円弱だというふうに思います。新たに全ての年齢の子供の医療費に対する一律の窓口300円の個人負担がやられた場合には、260万位じゃないかと思うわけでありまして。余り差がないわけでありまして。つまり、新たに徴収した分、それから高校生にかかる分の支出をやっても、その差額は大きなことないということでありまして、全体的な評価からいけば、新たな負担増で対象年齢を広げたというような施策としか思えないわけでありまして。これでは、子育て支援拡充どころか後退ではありませんか。若い人が子育てしやすいまちづくりという意味からも、新たな負担は中止すべきだと思いますが、お考えをお聞きします。

次に、就学援助制度について、拡充と支給時期の見直しについて伺いたいと思います。

就学援助制度は、教育を受ける権利と義務教育の無償を定めた憲法第36条と教育基本法に基づいて、経済的困難を抱える小・中学生のいる家庭に学用品などを市町村が援助する制度であります。拡充につきましては、以前にも私は質問したわけでありまして、子育て世代への負担増がさらに深刻化している状況の中で、改めて質問したいと思っております。

睦沢町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱によると、その内容は、学用品及び通学用品費、校外活動費、新入学学用品費、学校給食費、修学旅行費、学校保健安全法に規定する疾病の治療のための医療費というふうになっているわけなんです。

しかし、文部科学省のホームページによりますと、要保護、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、そして準要保護者につきましては、市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護に準ずる程度に困窮していると認める方に対する支援内容として、対象品目を明らかにしています。

これによりますと、町が今言ったものも当然あるわけですが、学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費となっております。つまり、体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費というものも対象とすべきだというふうになっていますが、町の要綱にはここがないわけでありまして、こういう内容があるわけですから、きちっと要綱にも明記をすべきだというふうに思いますので、お聞きをしたいと思っております。

次に、小・中学校に入学予定の児童・生徒に就学援助の入学準備金、3月に前倒しをして支給するという制度にしてはどうかということであります。

というのは、これは矛盾があるんです。新入学用品の支援についてやるわけですが、実態としては入学した以降にこの援助がされるという仕組みになっているわけです。しかし大事なものは、こうした生活困窮の方々でございますから、入学の準備の段階でお金がかかるわけですから、その段階できちっと支援をするというのがいいのではないかとということで、そういうふうを実施をしていただきたいなと思っているわけです。実態に合わせ、支給をよりその趣旨に沿った形で実施をしていただけないかなということでも考えたわけでありまして。

1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 市原時夫議員の質問にお答えをいたします。

私からは、学校教育について、2点目の瑞沢小学校の校舎を外国人宿舎施設へ転用構想の具体的内容についてと子ども医療費についてお答えし、学校教育について、1点目の小中一貫校について基本的な考え、問題について、就学援助の拡充、支給時期の見直しについては、教育長からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、小学校の再編後の校舎・跡地利用についてでございますが、学校、教育施設のみならず、地域コミュニティの中心的な役割を担ってきたことにより、様々な場での活用を期したいという考えをお示しして参りました。現時点では、福祉事業の拡充の場として活用することや、保育・子育ての支援の場、教育施設としての学習の場などがよいのではと考えております。

議員のご心配の外国人宿泊施設につきましては、民間からの申し出があったというお話をさせていただいたもので、具体的な提案や進展があるわけではありません。私といたしましても転用の構想として考えているものではございません。

今後も様々なご提案をいただきながら、特に瑞沢地区の皆さんの意向を十分伺いながら、ともに地域のコミュニティ施設として住民の集う場となるよう、合意形成を図って参りたいというふうに感じております。よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に2点目の、子ども医療費助成の拡大に伴う自己負担金の新たな徴収はやめるべきと思うがについてお答えをいたします。

子ども医療費の助成につきましては、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子供の保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的といたしましてスタートし、この

8月診療分からは、助成対象者を高校生まで拡充するものでございます。

議員ご質問の自己負担につきましては、全ての子供、全ての保険給付費について負担をいただくものではなく、市町村民税所得割課税世帯についてのみ、入院1日及び通院1回当たり300円の負担をお願いするものでございます。非課税世帯や保険調剤については、今までどおり自己負担もなく、さらに高校生まで拡大をしたということでございます。ということで、議員がおっしゃる低所得者に対する配慮を高校生まで広げたという制度でございます。

この自己負担につきましては、課税世帯と非課税世帯が同じ扱いでよいのかという視点と、低所得者など真に支援が必要な人への助成を行うべきではないかという視点において定めたものでございます。

この高校生まで拡充による影響額は、先程議員がおっしゃられたとおりでございますが、1年間で約340万円、自己負担分が260万円で、差し引き約80万円が新たな町の負担となります。

町といたしましては、これからも安心して子育てが出来る環境づくりに努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、教育長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 市原時夫議員の質問にお答えいたします。

学校教育について、1点目の小中一貫校についての基本的な考えは、問題はないかということでございますが、小中一貫教育に関する制度は、本年4月に学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定されたところでございます。

全国的に小中一貫校を実施している件数は、平成26年5月1日現在で1,130、211市町村で、全市町村の約12%の地域で実施をしております。県内における直近の状況は、6校が既に小中一貫教育を実施し、そのうち1校が義務教育学校として設置をされております。お隣の長南町においては、小・中学校の統合により併設型の小中一貫教育を検討していると聞いております。

小中一貫教育は、学習指導や生活指導上、一貫した指導方法に基づいて指導することが出来る、少子化に伴う学校の社会性育成機能の強化や中1ギャップの解消が図れる等のメリットに対して、小学校高学年にとって活躍の場が少なくなる等のデメリットも指摘をされているところでございます。このように、小中一貫校の取り組みは全国的に広がり、様々な取り

組み事例の中から成果と課題が明らかになりつつあるところでございます。

本町においては、平成30年4月に向けて小学校の再編準備を進めていますが、再編後は小学校1校、中学校1校となりますことから、睦沢教育の求める子供たちの姿や地域の願いなどをしん酌し、十分協議した中で、小中一貫教育を視野に入れて具体的に研究して参りたいと考えております。

先程、小中一貫校を考える場合には、中1ギャップの解消だけはないのかという話がありましたけれども、私たち教育委員会としてはギャップ解消だけではないと考えております。睦沢教育は、郷土を誇りに、人間力の育成を目指すという基本理念のもとに教育を進めていますので、一貫校を進める上では、子供の学びを連続的に捉え、育ちが滑らかになるよう、十分検討・協議、準備を進め、移行を考えたいというふうに考えております。

また、再編の実施時期につきましては、既存の学校施設の耐用年数もございますので、本年度に策定を予定しています公共施設等総合管理計画の結果に基づき、検討をして参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、就学援助制度について、就学援助の拡充、支給期間の見直しに関する質問にお答えをいたしたいと思っております。

就学援助制度につきましては、睦沢町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費として、学校用用品及び通学用品費、校外活動費、新入学学用品費、学校給食費、修学旅行費等の支給を行っております。就学援助対象品目の拡充については、今後、保護者や学校、PTA等の要望、近隣自治体の動向を含め検討して参りたいというふうに考えております。

支給時期についてでございますけれども、対象者の認定時期と併せて申しますと、本町では、平成26年度以前までは、年度当初に申請を受け、6月ごろ対象者の認定をしておりましたが、保護者に対する負担軽減を考慮して、平成27年度より、前年度中に申請を受け、4月に対象者の認定をしております。

支給時期については、現在、各学期末に学校を經由し保護者へ支給をしているところでございますが、早目に対応出来るものは、学校と協議をしながら検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最初に小中一貫校についての考え方であります。

私が最初質問したのは、いわゆるメリット論に対して疑問を呈したわけであります。睦沢中学で、いわゆるギャップという問題が深刻な状況なのかという実態については、ご回答いただければというふうに思います。

それで、一貫校で一番今問題とされているのは、子供が育っていく過程で、小学校で最高学年になるわけですね。下の子たちの面倒だとか、運動会や行事、児童会などでの全校的な責任を負う、自治を経験する、そういうリーダーシップというんでしょうか、そういうものが育っていると。しかし一貫校の場合はもう、中学3年の年齢まで、自分たちは下だということでありますから、そういう点で責任を負うという機会が奪われるという問題、それで成長する過程にランクを置いていったほうがいいんじゃないかという議論があるわけであります。

下村文部科学大臣、2015年5月29日、国会答弁していますが、いかにしてリーダー性を育成するかという課題があるというご指摘だというふうに言っているので、問題意識としては持ってらっしゃるというわけであります。

それでさらに、二面性がありまして、自治体の判断ということがかなり拡充をされるわけであります。特例を使って教育課程も改編出来るわけでありまして、品川区の例ですが、これまで中学校で学ぶ内容の一部を6年生のほうに前倒しをするということで、子供だけじゃなくて教師にとっても大変な負担になるという声もあって、それは地域で十分合意をしてやればプラスになる面もあるんですが、そういう問題点も提起をされている。統廃合による職員の加配というのはありますけれども、一貫校になった場合は加配はありません。だから教職員の多忙化も問題になっている。

それから、設置基準についても、これは本町の場合どうなるかわかりませんが、一般的には、小中の設置基準面積を単純に合計するというので、これは、体力差の違う子供たちが単純にプラス2でいいのかという問題も指摘をされているわけであります。そういう点で、私は早まってこういうことをやってもいいのかという疑問があるわけですね。先程も、県内で一貫校としてやっているのが、きちっとされているのが1校だけだというお話もあったようでありましてけれども、十分に私は、こういうふうに決まった目標だというのではなくて、幅広く睦沢町の独自性を生かすという意味での検討をすべきだというふうに思いますので、お聞きをしたいと思います。

それと、瑞沢小学校の校舎の利用の問題ですが、町長がちょっと言ったので、私も心配したんですが、今おっしゃられたとおりでありますけれども、全体的な睦沢町まち・ひと・し

ごと創生云々という、長期計画的にはどういうふうに位置付けをされるのかというところでお聞きをしたいというふうに思います。

公共施設という役割を大事に考えるべきではないでしょうか。単に民間に譲渡するというような方向では、私は地域のあり方からいっても問題だというふうに思うんですけれども、町長の場合は、それは民間への譲渡も含めて検討するということですか。それから、福祉施設ということについては、やっぱりもう見直さなきゃいけないという考えなんですか。そういうところも含めてお聞きをしたいと思います。

それから、子ども医療費の問題でありますけれども、要するに税の非課税世帯、では非課税世帯でなければ余裕があるのかという議論になるわけです。戦前、明治時代の、あの辺の時代の超貧困の部分というか、大変なところの部分じゃなくて、この睦沢町を子育てで、それこそ私も前から言っているけれども、日本一の子育て支援の町にする位の勢いはないのかという位のつもりで、積極的に私は考えるべきだと。この辺が最低ラインだからいいでしょうというような視点でいいのかと、もっとそこは大志を持っていただきたいというわけであります。

大志という点では、巨大事業、むつざわスマートウェルネス事業というのは大志を持ってやられているようでありますが、町長のほうは、決して福祉後退になることはないというような趣旨を話されておりますけれども、現にこれじゃありませんか。わずか80万ですか、何十万の違いでありますけれども、そういうものでありますから、こうした大事業に取り組む決意があるのなら、この程度の負担はしなくていいよという位の太っ腹でやっていただきたいというふうに思うわけであります。

長野県下條村、出生率が2.03だそうですねですけども、もちろん若者定住、住宅地をやっていますが、それ以外の幅広い福祉事業をやっているわけです。これが全国で今注目をされているわけでありますから、しかも睦沢町は子育て支援では伝統のある地域でありますから、こうした所得で差をつけるんじゃないかと、いいですよと、誰でもどんと来てくださいというように、子育て支援に有利な町だと、睦沢町に来れば子育てしやすいというイメージを図る必要があるというふうに思うわけでありますので、この辺を是非検討していただきたい。だってせっかく、さっき言った非課税世帯、課税世帯という区別なくずっとやってきているところで、睦沢町の評判が上がっているんだから、それをそこで差をつけるということじゃなくてやっていただいたらどうかなと思うのでございます。

それから、就学援助の問題でありますけれども、私が言っているのは、先程の答弁だと、

地域の状況とか何か見てということじゃなくて、制度として矛盾があるんじゃないかということをおっしゃっているんですよ、私が言っているのは。

というのは、文科省は、地方交付税交付金という形でちゃんと就学援助の関係の財源としては入れているわけです。その内容についてはこうこうこうだと私が先程言ったとおりなんです。だけど睦沢町の場合は、その中の体育実技用具費だとか、クラブ活動費だとか、生徒会費だとか、こういうものについて入れていないと。それは実態的にどう運用されるかは別ですよ。ただ、制度として、きちっと財源が入っていて、その品目はこうですよという内容を、拡充するならわかるんだけど、それが減っているという状況では、これはちょっと矛盾じゃないですか。それは、こんなの要らないよということで決めたんなら別ですけども、それだったらその分の予算は返さなきゃいけないと思うんだけども、そういう点でやっぱり見直す必要があるんじゃないかなということをおっしゃっているわけです。それと、単にその制度だけの問題じゃなくて、実態として出来るだけ拡充してあげるのいいのではないかなということをおっしゃっているところでもあります。

というのは、様々な地域の状況に応じて、市町村独自の支援なんかもやっているわけです。例えば眼鏡とかコンタクトとか、中学校の運動着1年間で1万円だとか、そういうような様々な、それが全ていいかどうかは別ですよ。ヘルメット購入費なども独自にやっているということもあるわけで、その点での物の考え方として、制度上の重大な問題がある、欠陥があるということと、それから、よりそうした人々に援助するという立場というのが重要ではないかということをお聞きをしているわけです。

それから、準要保護についての基準ですけれども、つまり教育委員会が云々ということでお準要保護の指定があるわけですが、今、一般的に生活保護基準の1.3ということもありますが、実態的には1.5位、もう本当に生活保護基準以下で暮らしている人もいますので、大変な状況でありますから、せめて生活保護基準の1.5倍位を対象にすべきだと思うんですが、この辺はどうなのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員の2回目のご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、瑞沢小学校の跡地利用問題でございますが、今のところ、町としては福祉施設として充実を図っていきたいということで考えているところでございますが、実は地区懇談会、毎年やっております。まだ佐貫はこの後、19日、残っておりますが、妙楽寺、大上につきま

してはもう既に終わっております。その中で出てきた問題について、逆に提案をされたことについてでございますけれども、今、町は上市場のまちづくりということで、非常にいい制度というか、いいことをやっていると。出来れば瑞沢地区も、学校の跡地利用だけではなくて、瑞沢地区の振興あるいは住民のコミュニティーということを目指して、ワークショップというような形をさせていただいたらいいのではないかという提案をいただいております。私もそれについては早速職員に指示をしながら、出来れば次の議会あたりにでも、具体的な提案が出来たらいいなというふうに思っております。そのようなことで、これについては議員おっしゃるように、地域の皆さんの意向を十分に入れながら、そういうものやっていきたいなど。

ただ、あそこの施設については、議員もご承知のとおり、真ん中に体育館、運動場があって、入ってすぐのところ10年位前に建てた新しい校舎、今度は逆に右側奥のほうに特別教室もございます。ということで、もっともっと色々な形で活用出来る場があるのではないかと。これについては当然、耐震補強も実施している建物でありますので、そういうことを含めて、先程言ったような手法で町民と一緒に、新たな活用方法を検討していきたいというふうに考えております。

あと一点、議員からご指摘のありました、総合戦略でどういう位置付けをしているんだということでございますが、これは全部ではありませんけれども、町有地の有効利用を図るためということで、議員おっしゃるように、民間の活力を活用して、睦沢町らしさに配慮した町民に親しまれる事業、広域観光の拠点となる事業、環境に配慮した事業、人に優しい事業ということに配慮した事業計画、土地利用等々で、町の発展に寄与したいなということで、これは必ずしも瑞沢小の跡地利用だけを考慮したものではございませんが、そのような位置付けをさせてもらっているところでございます。

それから、子ども医療費でございますけれども、議員からも、特にひとり親家庭については大変なんだということでご指摘もございます。まずそういうところから、議員のおっしゃるとおりだなということから、高校生までそういう方にとって事業の拡大を図っていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、議員からは大変素晴らしいご意見をいただいております。意見は意見として、大変参考になる意見だなというふうに感じております。当面は、今言いましたように、議員が非常に熱弁をしておりました、ひとり親家庭の配慮ということをまず第一義に実現していきたいなということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 二つお答えいたします。

一つは、現在、睦沢中学校には中1ギャップに悩む生徒がいるのかということでございますけれども、昨年も今年度も、4月、5月段階では不登校の生徒はおりませんし、悪質ないじめもございません。現在、学校では、カウンセラーを配置し、生徒指導加配もございまして、町の支援員もいますので、今後も継続し、子供たちの心のケアに努めて参りたいというふうに思っております。

あともう一つ、小中一貫になった場合、小学校6年生が6年生なりの自主性といいますが、主体性というか、頭を打たれるのではないかという話がありましたけれども、あくまでもこれは、私どもは、平成30年の小学校の再編後を見据えたところでの小中一貫の考えでございますので、やはり私たちは、課題である、6年生としての機会が奪われるようなことのないように、リーダー性の育成のために自主性とか主体性を培うなど、発達段階に合った指導や学習環境を作っていきたいということを今後も検討して参りたいというふうに考えております。まだ時間がありますので、たくさんの課題がある、全国的にメリット、デメリットが出ていますから、その辺も含めて十分協議して参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 先程の就学援助の関係でございますけれども、議員のご指摘にありましたように、町のほうの要綱に入っていない部分の項目が確かにございます。その中のPTA会費でございますけれども、これにつきましては、実際のところ各学校において、準要保護の世帯からは徴収していない状況がございます。

それにいたしましても、実態はどうなっているかは別としても、制度として要綱に位置付けるべきではないかというところでございます。それにつきましては、今後、保護者や学校、PTA等の要望、近隣市町村の動向を捉えまして、検討して参りたいと考えております。

なお、就学支援というところでは、教育委員会といたしましては、平成25年度から無料で実施して参りました小学生を対象としたアフタースクールに加えまして、今月から県の生活困窮世帯の子どもの学習支援事業を活用しまして、中学生を対象とした睦沢学習支援事業を無料で始める予定でございます。このように、様々な義務教育の段階におきまして、子供の貧困対策を含めた教育の支援に取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

もう一点目ですけれども、準要保護に係る認定基準ということで、生活保護の基準額に掛ける一定の係数のご指摘がございました。この件につきましては、平成26年第2回定例会におきましてもご質問いただきまして、お答えさせていただいておりますが、現在の対応といたしましては、町の要綱第2条の別表の基準係数1.3というところは変更してございませんけれども、要綱第2条第1項第3号(サ)というところがございまして、教育委員会が特に必要と認めるものという記載がございまして、ここのところで、実務上ですけれども、先程ご指摘がありました1.5という数字、1.5未満まで広げまして、生活保護基準の見直しに対して影響が出ないように対応しているところでございます。

ちなみに、平成28年度につきましては、今現在16人の認定者の方がございますけれども、うち、この対応をして認定している方につきましては4人いらっしゃいますので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） では逆からいきます。

就学援助制度についてですけれども、これはきちっと制度として文科省でこの分についてはやっってくださいよと。その財源措置があるわけですから、要望を聞くとか何とかとなったらちょっとまずいんじゃないですか。例えばもらっている方が、そういう中で是非増やしてくださいと言にくいでしょう、それは。これはそのまま制度として移行すればいいんじゃないかなと思うんですが、個々人の方にどうなんですか、どうなんですかというんじゃないくて、そういうことにならないように、全国的にこういうふうに決まっているということでやってあげればいい話というふうに私は思うんです。

そのほうがスムーズでありますし、具体的に実際的にどういうふうにご利用されるかというのはまた別の話ですが、文科省のほうでちゃんと単価まで出しているんですよ、こうやって。例えば生徒会費、小学校4,570円、中学校5,450円とか。それは実態として違う場合もあるかもしれませんが、そこまで計算をして出している制度でありますので、単純に私は、ここはそういうものを認めますというふうにしたほうがいいと思うので、検討していただきたいというふうに思います。

それから、子ども医療費の問題ですが、町長、まずひとり親の方からって、そういう意味じゃないんです。これはもう完全に福祉の後退じゃないですか、明確な。だから、何で非課税世帯で線を引かなきゃいけないのかと。せつかく子育て支援ということで先進的にすぐれ

た制度を持っているのを、後退させる必要があるのかなというふうに思うわけです。

だから、私はさらにやれと言っているわけじゃなくて現状維持で、それで高校の分までやってはいかがかなと。それで今言ったように、その分の町が新たに増える部分が80万位なんですから、その位のことは全然いいんじゃないですか。それで、睦沢町はこういう制度もありますよということで、町の取り組み、町の評価が上がるということであれば、どこに不都合があるのかなということなんです。

差があるから低いほうに合わせると言うんだけど、私は高いほうに合わせて欲しいなと思う位なんです。本当におかしいという差でいえば、課税世帯かそうでないかというよりも、大体、所得が1億円以上になると所得税の負担率が下がるなんていう大変な問題がある。それから、大企業の特権的減税だとか、ペーパーカンパニーの問題とか、色々不満があるわけでありまして、そういう差についていえば。だからせめて町としてこういったところでやっていただけないかなと。そうしたらみんな喜ぶと思いますよ。ここまでなって負担としては変わらないと、そうかということになるんじゃないかなというふうに思います。

それから、瑞沢小学校の問題ですけれども、福祉施設として考えているということですが、なぜ私がこれ言ったかということ、町長、民間活力、民間活力ということを色々な施策のときに言って、私は全然それは悪いとは思わないけれども、こういう施設についても、とにかくまず民間施設ありきという形で提案をされ、考えているのかなというふうに思ったので、そこは結果的にどうなるかわかりませんが、先に民間施設ということも大きく視野に入れてみたい言い方ではなくて、全く白紙にして色々なご意見を聞くという姿勢を持っていただきたいなというふうに思ったわけでありまして。

それから小中一貫校、この問題については総合的に検討するということですが、ただ、先程の答弁を聞くと、そこに視野を当てて、平成30年でしたっけ、というふうな感じがしたので、大いにそこは平らにして議論をするということで、色々なパターンがありますよということで議論をしていただきたいなということで、何かもう決まっているので、その流れで議論してくださいというふうな形になっちゃうと、言うほうも言いにくいなと思いますので、それは一つの考え方、こういう考え方もあるということで、やっていただきたいなというふうに思うわけでありまして。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 瑞沢小学校の跡地利用については、今の議員のご発言を聞いても、私が考えていることとそんなに変わらないかなというふうに感じますので、よろしくお願

たいと思います。

あともう一点、子ども医療費につきましては、大分隔たりがあるのかなという感じがしないでもないわけですが、私としますと、新たな80万円の町の負担を増やして高校生まえ広げただと。しかしながら、1回当たり300円、非課税ではない家庭についてはご負担をいただきたいということで、今回の提案でございます。これについては、今申し上げましたように、新たに要望の強かった高校生まで拡充ということで、後退では私としてはないというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 先程の就学支援の拡充についてでございますけれども、PTA、学校等も関係しておりますので、今後協議しながら検討して参りたいと思います。

○議長（市原重光君） これで、12番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

ここで10時35分まで、暫時休憩といたします。

（午前10時17分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前10時35分）

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

次に、1番、丸山克雄議員、どうぞ。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） おはようございます。公明党の丸山克雄でございます。

それでは、通告事項に沿って質問をさせていただきます。

初めに防災についてです。

震度7を2回記録した熊本地震は、2カ月を過ぎても収束せず、いまだ6,400の方が避難生活を送られております。被災された方々に改めてお見舞い申し上げますとともに、生活再建が一日も早く進みますよう心からお祈りするものであります。

今回の熊本地震では建物被害が甚大でありました。一時避難所での地域防災組織はほとんど機能出来ず、プライバシーの保てない屋内避難所を避けて、車の中やテントの中での避難

生活をされる人が増えました。この車中泊やテント泊は、今後新しい避難形態の一つになる可能性があります。

アルピニストの野口 健さんなどが設置したテント村は、寝袋やトイレが備えられ、国際基準とみなされたこともあり、多くの専門家が視察されたようであります。また、車中泊の人に対しては、足湯が効果を発揮し、エコノミークラス症候群の防止に役立ったようであります。

本町においても防災計画があります。この計画は町民の命を守るために作られたものと考えますが、状況は絶えず変化します。出来て間もない計画書であります。この機会にいま一度点検、見直し、補足をされてはいかがでしょうか。例えば、災害発生時には主要県道の通行を確保するとありますが、沿道の建造物などは本当に大丈夫なのか、福祉避難所の協定施設の追加は必要ないのか、職員の移動に伴う災害時の役割の確認は出来ているのか、車中泊やテント泊への対応は検討しているのかなど、やるべきことはあると思います。

災害に備える、あるいは減らすとのあり方で、住民の心の備えは大事であります。最悪の事態になった場合、国は、あるいは町はこのような支援をしている、生活支援のあらしはこうですという具体的なメニューを知っているのといないのでは大きな違いが出てきます。住民は、生活支援のあらしを知ることで将来不安を減らすことが出来、パニックに至らずに済みます。災害弔意金や見舞金、貸し付けなどの基本的な知識、支援のパスポートともいえる罹災証明書によって、被災ローンの減免制度で破産せずに済むことや、義援金など500万円の資産を手元に生活再建出来ることや、税金や公共料金の特例措置、雇用や失業給付など、事前に知っておくと安心出来る情報を、このようなきだからこそ周知が伝わり、生かされると思うのであります。

以上の観点から質問します。

一つ、熊本地震を教訓に防災計画の点検、補足をする考えはどうか。

二つ、災害への備え、避難先での心構え、生活支援のあらし等の確認を改めて周知してはどうかであります。

次に、市原町政についてです。

市原町長は、地方創生の目玉とも言えるスマートウェルネスタウンPFI事業を掲げました。その中の温浴施設についてであります。私は道の駅保田小学校を見てきました。この保田小学校には素泊まり施設もあり、温浴施設は十分に補完機能を果たしているようであります。そして、長柄町役場隣の温浴施設、ここは平成27年度では1日平均76名の利用者を数

え、憩いの場として、また身体の機能回復の場として活用され、収支はとんととのことであります。このほど提示されました温浴施設は、長柄町温浴施設よりも立地条件がはるかにすぐれており、道の駅の集客を助け、町民や道の駅来訪者に喜ばれるものと思います。むしろ肝心なのは本体の道の駅の成功であります。これまで以上に協力体制を図り、商品構成の充実に努めていただければと考えます。

さて、市原町長は2期目を目指しておられます。私は、睦沢町の均衡ある発展のためには、瑞沢地域がいま一度元気を取り戻して欲しいと考えます。住民提案事業で採択され立地されている梅公園の開発や睦沢ダム環境整備なども、町はもっとサポートしてもよいのではないかと思います。また、妙楽寺、佐貫の林道は知る人ぞ知る自然豊かな宝の山ではないでしょうか。瑞沢地域の資源と特性、風景そのままの人柄と地域柄を生かし、小学校統合問題を解決し、瑞沢小学校を核にした地域振興を進めていかれるよう期待します。これらの考えのもとに質問します。

一つ、次の4年間を目指すに当たり、どのようなスタンスで臨むのか、重点的に取り組みたい事項は何か。

二つ、特に瑞沢小学校を核とした瑞沢地域の振興策を強く望むものであり、見解を伺いたい。

以上をもちまして私の1回目の質問を終わらせてもらいます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、丸山克雄議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目の、熊本地震を教訓に防災計画の点検、補足をする考えはどうかについてでございますが、本町の地域防災計画につきましても、災害の被害を最小限とするため、その予防、発生時の応急対策及び復旧を含む総合的な計画といたしまして、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される地震等を想定した防災対策として、平成27年3月に見直しをいたしましたところでございます。

現在のところ、すぐに防災計画の見直しをすることは考えておりませんが、今後、熊本地震での課題の検証がなされ、被害想定の見直し等があり、国、県の防災計画の見直しがあれば、当然に見直しを行って参る所存でございます。また、点検、補足という点でございますけれども、機構改革によります職員の配置等による修正を行っておりますが、その際に不足等があれば適宜修正をして参りたいと考えております。

次に2点目の、災害への備え、避難先での心構え、生活支援のあらまし等の確認を改めて

周知してはどうかについてでございますが、町の防災啓発といたしまして、毎年9月と3月に「広報むつざわ」にて防災関係の記事を掲載し、周知を行っているところでございます。議員ご指摘のように、生活支援等についてもこの中に入れて周知を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。これは、9月の防災の日と、3月では東日本大震災の記憶を風化させないという思いからでございます。また、平成25年から住民参加の避難訓練を実施しておりますが、昨年は、宮城県山元町から災害当時の消防団長の伊藤氏を招へいし、災害現場の生の声を皆さんに聞いていただいたところでございます。

近年、想定を超えるような災害が発生する中で、今回の熊本地震での課題としても、支援物資の避難所への配送の遅延や車中泊による健康の悪化、ボランティアの受け入れ態勢、住宅危険度判定の遅れが指摘をされております。これらを踏まえまして、今後の防災計画、防災対策も見直しがなされていかなければいけないというふうに考えているところでございます。災害による被害を最小限にとめ、拡大を防止し、生命・財産を守るためには、住民一人一人の防災意識や災害時の行動力の向上と、自らの生命、財産は自分で守るという防災対策に取り組む風土の醸成が不可欠であります。まずは町民の皆様に、引き続き災害発生に備えた準備と、災害発生後に被災された場合の支援等の情報についても、防災啓発や災害訓練等、機会を得て効果的に周知をして参りたいと考えます。よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、市原町政について、1点目の、次の4年間を目指すに当たりどのようなスタンスで臨むのか、重点的に取り組みたい事項は何かについてお答えさせていただきます。

私が目指す睦沢町の将来像は、昨年策定した睦沢町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」・「総合戦略」にも掲げておりますが、人口減少の抑制、そのための各種施策を推進して参りたいと考えております。

本町は、人口約7,300人、県内でも規模の小さな自治体であり、社人研の推計では、2040年には4,300人弱まで減少するものと予測されております。また、本町の合計特殊出生率は1.24で、全国平均はもとより、近隣市町村と比較しても低くなっているわけでございますが、国の方針に先んじて、人口減少問題については積極的な取り組みをさせていただき、今まで取り組んできた定住促進事業や子育て支援により、2010年以降の人口推移は、各年の実績値とも社人研の推計値を上回る結果となっております。2015年には、社人研推計値を300人以上上回っており、人口減少に一定の歯どめがかかっているものと考えております。

しかしながら、本町の主要産業でございます農業などの第1次産業においては、圧倒的な

高齢化が進んでおり、生産額の減少や後継者不足、そして結果として耕作放棄地の増加等の問題、高齢化に伴う医療費負担の増、産業衰退による税収の減少など、町の財政状況は厳しさを増しております。

こうした現状に対しまして、陸沢町総合戦略におきまして、目指すべき将来像を「住もうむつぎわ 行こうむつぎわ 「新しいまちのかたち」がここにある」と定めたように、誰もが安心して「健幸」に暮らし続けることの出来る地域社会の構築を目指すとともに、多くの人が訪れたい、住んでみたい、働いてみたい、そして暮らし続けていきたいと思えるまちの実現を目指すものでございます。

本町のように人口の少ない町において、こうした将来像を実現し、持続可能な地域経営を行っていくためには、何よりも限られた地域資源をうまく活用し、計画的なインフラ整備、維持管理と公共サービスの提供を実現していくことが何よりも重要であると考えております。こういった現在町が直面している様々な課題に対応した多様な取り組みを展開していくことが必要となるわけですが、持続可能なまちづくりの実現に向け、生活に必要な諸機能を集約したサービスの提供が出来るスマートウェルネスタウンの形成や、地域資源である総合運動公園をより有効に活用したスポーツツーリズム、そして上市場地区の再生を始めとする各地域の活性化の促進、そして、これらをネットワークで結ぶことにより地域産業の活性化、健康寿命の延伸に加え、交流人口の増加、移住・定住人口の増加を目指すものでございます。

そして何よりも、陸沢町の将来を担う子供たちに対し、地域、学校、家庭の連携による学校教育の適正・活性化と生涯学習の充実を推進し、その環境を最良の状態にしていくことだと思っております。そのための第一歩として小学校の再編について全力を尽くす所存でございます。

次に2点目の、特に瑞沢小学校を核とした瑞沢地域の振興策を強く望むものであり、見解を伺いたいとのことですが、4月から各地域を回り、地区懇談会を実施しております。その中で瑞沢地区の住民から、上市場ではワークショップという住民参加型の事業を行っているが、瑞沢小学校の跡地利用についても、瑞沢地域の住民が寄り合って検討していきたいというご意見をいただきました。私は非常に素晴らしい提案をいただいたと思っております。

上市場では、ワークショップという手法をとらせていただき、地域の住民が素晴らしい活動を行っております。これからのまちづくりにとって、このワークショップという手法は欠かせないものだと感じております。

各地域におきましては、お互いが助け合い、連携することが大切なことであり、特に瑞沢小学校は瑞沢地区の中心であり、コミュニティーの集中する場所ですので、その活用方法については十分な検討をする必要があると認識しております。このようなことから、瑞沢小学校跡地を核とした瑞沢地域の振興策については、その活用方法はもちろんのこと、瑞沢地域全体の活性化を含め、ワークショップという手法をもって進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 見解ありがとうございます。

まず、熊本地震の教訓を受けてということ、国とか県の指針あるいはそういう方針を待っていないくとも、町の出来ることはいっぱいあると思うんです。例えば福祉避難所に、大谷木に出来た春喜会せせらぎ、ここと協定を結ぶとか、あるいは民間の昭和56年以前の建物の点検とか、色々なことがあると思います。そういった町で出来ることは具体的にどんどん進めていったほうがいいのではないかと思います。

それから、先程の周知は9月と3月の広報紙で行うと聞きましたけれども、広報紙の分量というか、ページ数は限られていますね。やはりこういう時期ですから、周知というのは具体的にわかりやすく伝える必要があると思うんです。ですから、例えば広報紙でやるならば分量を多くするとか、あるいは別紙を使ってもっと早く出すとか、やはり町民のことを思えば、こういう時期だからこそ伝える意味がありますし、伝わると思っていますので、9月の広報紙、9月号ということは8月に配られるものだと思いますが、もっと早く出来るところから始めて行って欲しいと思います。

それと、2期目を目指す町長の姿勢とか構想、私は現在のところ大変いいのではないかと賛成しておりますので、ともかくネットワークなり、町全体の均衡ある発展のための、陰の部分に光を当てて進めて行っていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、丸山克雄議員の2回目の質問についてお答えをさせていただきます。

全く議員の言うとおりでございまして、まず出来ることからやっていくということで、ご提案いただいたことについては当然のことだというふう感じておりますので、早速取り組ませていただきたいというふうに思っております。貴重な意見ありがとうございます。

それから、町全体のこれからの発展については、先程もあつたように思いますけれども、公有地の有効利用、この辺も民間活力を使いながら有効に進めていけたらいいのかなということでございます。

なお、睦沢ダム周辺についても、今までも農地・水の関係の事業を使いながら、地元での草刈り事業等にも補助を出している。また、それ以外にも住民提案事業でもさせてもらっているところ。ただ過去には、議員ご承知のとおりですが、公園をつくるという計画がございましたが、地元からの反対を受けて出来なかったということもございます。その辺をよくしん酌しながら、今後も進めて参りたいと思いますので、また色々ご指導いただければと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 色々やる事がいっぱいあって大変でしょうけれども、多くの町民の意見を聞きながら進めていっていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） これで、1番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

◇ 清 野 彰 君

○議長（市原重光君） 次に、7番、清野 彰議員、どうぞ。

清野議員。

○7番（清野 彰君） 通告順に従いまして、私のほうから2件質問したいと思います。

1件目は、農業への取り組みについてお伺いします。

近年、全国的に農業女子の活躍が広がり、新聞やテレビ報道で紹介されています。また、インターネットでも全国の農業女子会活動が紹介され、将来に期待されているようです。農林水産省も農業女子を後押しするプロジェクトも出来ており、情報公開しています。

農業女子としては、若い人だけでなく中高年層と幅広く、経験豊富な方や未経験の方も含まれていますが、野菜づくりを主に行っています。野菜づくりとして一般的に季節のものを作るのが主となっていますが、若い人の中には、自然農法や有機農法、そしてオーガニックという観点から、安心・安全で自然に優しい野菜づくりに興味を持ち始めている人も増えてきています。自然農法や有機農法で出来た野菜は、手間がかかり、価格も割高になりますが、子供たちの健康を考えると、若い層に浸透して将来性があるものと考えます。

これからは、付加価値の高い野菜も拡大されてくると思うので、自然に優しい野菜づくり

に重点を置き、耕作放棄地の活用で町の農業が活性化されるのではないのでしょうか。やる気のある農業女子を支えるための支援を将来に向けてどのようにお考えか、その対応についてお伺いします。

2件目は、健幸ウォークの取り組みについて2点お伺いします。

1点目は、健幸ウォークの参加者の取り組みについてです。

この事業は、平成27年度から本格的に始まりまして、夏の時期を除き、毎月健幸ウォークが行われています。私も参加しているんですが、スタート当初は、確か20数名位の参加者でしたが、その後、健康意識も高まってきていることもあり、現在では60名前後ということで、人数が増えてきています。毎回の参加者の傾向を見てみますと、高齢者の方も多く見られますので、体調面から見て、長く続けられず、今後は減少傾向になるのではないかと考えられます。また、同じメンバーの参加も多いことから、これからは新しい参加者を増やしていくことが必要になると思いますが、その取り組みについてお考えがあればお聞きします。

2点目は、健幸ポイントの取り組みをどのようにお考えかをお聞きします。

白子町では、平成27年度から健幸ポイント事業が始まっており、平成28年度も継続して行われることになっています。その例を参考として、今年の議会全員協議会の中で私のほうから町長に紹介したんですが、町としてはどのように取り組んでいるかお伺いしましたけれども、町長は、町の独自性を生かした取り組みを考えていきますという答えでありました。その後、具体的な取り組みが見えてこないもので、今後どのように取り組んでいくのか、お考えをお伺いします。

以上の2件についてよろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 清野 彰議員の質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるように、最近、新聞等でも農業における女性の進出が報道され、国・県でも農業従事者の高齢化対策の一つとして、青年及び女性農業者の育成等を推進しております。県内でも、女性農業者の主要3団体が一つになり、ちば県女性農業者ネットワークとして、新たに今年2日設立されたところでございます。これは、女性農業者間の幅広い世代の交流、意見交換をしながら、女性の活躍のためのパートナーシップ構築を推進することが目的のようでございますけれども、会員の高齢化や新規加入者の減少という側面もあったようで、実際には議員の言われる農業女子の割合は多いとは言えない状況であります。

しかしながら、本町でも、女性が中心となり、SNSなどの媒体を活用し、農業体験や町

の様子を町内外に発信している団体もありますし、実際に農産物を購入する機会が多い女性の視点で農業が活性化されれば、販売市場への好影響につながるものと期待するところでもあります。また、実際に町内の農業法人におきましても、女性が中心となりまして積極的な取り組みということで、6次産業化にも取り組んでいるところでございます。この辺についても、町としては支援を行っているところでございます。

長生地域では、長生農業事務所において、多様な担い手の育成のためのセミナー等が開催され、本町では経営体育成セミナーに女性1名、農家起業経営体育成セミナーに男女各1名が参加されております。

そこで、本町においては、特に女性だけを対象とした各種事業を行っても限界があるのではないかなというようなことで、県や各種団体などとの連携を図りながら、従来から推進しております集落営農や幅広い世代の農業者育成と併せまして、上市場で大葉を生産している長生あおば農園株式会社のような他地域からの参入についても、積極的に推進をして参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、健幸ウォークの取り組みについて、1点目の健幸ウォークの新しい参加者を増やしていくことが必要と思うがについてお答えいたします。

町では、先進予防型の町むつぎわを目指し、健幸ウォーキングマップなどを活用した1日9,000歩以上歩くまちづくりの一環といたしまして、健幸ウォークを開催しているところでございます。昨年度は10回開催し、実人数120人、延べ496人の参加をいただきました。今年度も、議員おっしゃるように、毎月60人前後の方々に参加をいただいております。

本年も、町民が参加しやすいように、町内の各地区の区民センターをお借りいたしまして、色々なモデルコースを歩くとともに、夏場は夕涼みウォークとして夕方に開催するなど、趣向を変えて計画しております。さらに、参加者を始め保健栄養推進員の協力をいただき、新たな参加者の確保にも努めているところであります。

健康は、一人一人の取り組みによる成果であり、歩くことを基本とする日々の積み重ねによるものと考えております。この事業をきっかけに、個人や気の合ったグループなどによるウォーキング人口が増え、健康増進につながればと考えております。

次に2点目の、健幸ポイントの取り組みにつきましては、町民の健康寿命の延伸、医療費の削減を実現するため、歩くこと、運動すること、健診を受けることなどについて継続して取り組み、健康意識の啓発を図るため、健幸ポイント制度の導入を検討しております。

議員おっしゃるように、白子町では既に27年度からやっているということでございますが、これについても、私が林町長に色々なセミナーを紹介しながら、こういうものを紹介したんですが、結果として白子町のほうが早く始まってしまって、睦沢町は何をやっているんだというお叱りの声ではないかなというふうに思いますが、実は白子町の内容を見てみますと、今現在、カウンターというんですか、それにお金がかかっているだけで、果たしてそれでいいのかなというふうにも職員と検討しているところでございます。

そのようなことから、ポイントの付与につきましては、町が実施している各種健診、健康づくり事業、講座、講演会への参加や、その他町が開催する健康関連事業への参加などを対象といたしまして、たまったポイントの利用方法については、各種健診の受診料、協力していただける施設の利用率や町の特産品との交換などを検討しているところでございます。したがって、白子町とは少し内容が変わってくると思いますし、当然、後発ですからそれ以上の効果を期待するところでもございます。

今後も、各種健康関連事業の推進によりまして、健幸のまちづくりを進めて参りたいと考えますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 清野 彰議員。

○7番（清野 彰君） ありがとうございます。

農業女子に関しては、言葉が大分世の中ひとり歩きしているんですが、ただ色々な報道を見ますと、やっぱりやる気のある主婦関係の方も頑張っていて、収益性のある野菜づくりもしています。そういう意味でいくと、やはり将来的に期待が出来るのかなというふうに思っています。

ちょっと調べたところでは、町内でも数名の方が農業女子としてやっていきたいと。ただ問題は、やったことのない人がそれにつられてやりたいということになると、そんなに簡単にいきませんので、やはり指導が必要だと。そうすると、高齢者で経験の豊富な方が野菜づくりを指導するとか、農機具がどうなのかとか色々あります。もちろん土地の問題ありますけれども、そういうところをどういうふうに情報を共有していくのかと。今の状態だと、その人たちは余り情報がいかないで、わからないところが多いと思います。そういう意味で、町から情報を発信してもらって、やっぱりそういう人たちが長続きしていいものを作るという方向がいいのかなというふうに思っています。そういうことで、農業女子というのは期待できるんじゃないかなと。若者定住にもわずかですが結びつくと思いますので、10年、20年

後を考えた野菜を、睦沢町としていいものを作るんだということを私は思っております。そういうことで、いち早く睦沢町が農業女子に関してうまくスタートすればいいのかなというようにも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、健幸ポイントのことなんですが、私は毎月参加しているんですけども、ほとんど毎日のように歩いていますけれども、町長も歩いておられるんですけども、色々ところで個人で定期的に歩かれる方も結構おります。そういう意味でいくと、健幸長寿のまちづくりという意味ではウォーキング人口が多いのかなと。そういうことで、もっともっとそれがPRされればいいかなと思います。

そういうことで、先程町長がおっしゃった歩数計の話なんですが、ちょっと私は違った意味でいくと、例えば歩数計を持って皆さんが個々に歩くと、あなたは何歩行ったんだと、こういうことはこうだということで話が進んで、少しは調子がよくなったとか、そういうところにも行くんじゃないかなと思います。全員にどうこうじゃなくて、希望者だけでも多機能型のそういうものを少し援助して、例えばつけてもらって、どんなふうにも経過観察が出来るのかなということで、楽しみの一つにもなると思っておりますので、その辺のところをどうお考えかお願ひしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、2回目のご質問に対してお答えをしていきたいと思ひます。

国でも言っているんだから農業女子を睦沢町はもっと力を入れろということだと思ひますが、議員ご承知のとおり、今現在、重点「道の駅」を再整備しようということによってやっております。こういった中で、地元農産物をもっともっと増やしていこうというようなことで、セミナーを実施しております。当然こういう機会をご利用いただいて、道の駅もご利用いただくというようなことで、新しい農産物だとかというものも積極的にご利用いただけるように、またPRをしていきたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

それから、健幸ウォークの関係でございますが、歩数計を是非というお話だと思ひますけれども、歩数計については、結構皆さんそれぞれがもう既にお持ちだというふうに私は理解しております。そこに無駄な金を使うのではなくて、次の施策を展開していったほうがいいんじゃないかなと私は思ひしておりますので、これについてはちょっと違う方法でやってみないかなというふうに思ひしております。またご支援をいただければと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 清野議員。

○7番（清野 彰君） 1点目の農業女子のことですが、先がちょっと長いものですから、やはり情報をきちんと、やる側と収集する側がうまくマッチしないと、なかなか伝わらないということで、それを加速させるには、やはり我々もPRしていかなくちやいけないと思います。そういうことで活動をやっていかなくちやいけないかなというふうに思っています。

それから、健幸ポイントの歩数計のことですが、町長が多くの方が持っているんじゃないかという話がありますけれども、それにかわる何か新しいことがあれば、だんだん楽しみが増えてくれば、当然も人も増えてきますので、そういう期待も込めて参加者を増やす。周りがPRしていくと、参加者もやっぱり増やすということも必要かと思しますので、そういう取り組みも地域のほうでやっていかなくちやいけないのかなというふうに思っています。私も参加していますのでそのときには出来るだけ役場の関係者の方と話ししながら進めていきたいと思しますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） これで、7番、清野 彰議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 原 邦 雄 君

○議長（市原重光君） 次に、3番、伊原邦雄議員、どうぞ。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 通告によりまして質問いたします。

スマートウェルネスタウン構想についてお尋ねいたします。

この計画については、町の多くの人々が大きな関心と期待を寄せているところでもございます。しかしながら反面、いまだによく理解していない人たちも多く存在していることも実情でございます。この睦沢町にとってばく大な予算を投じての大事業であると考えております。そこで何点か質問いたします。

この事業計画が、設備が完成し、運営が順調に推移した場合、町民が享受出来る利益、恩恵はどのようなものが想定されているのでしょうか。具体的な事例、言葉、できれば具体的な数字をもってお示しいただきたいと考えます。

2番目として、またこれが想定どおりに推移しなかった場合、町、そして町の人々にとってどのような負担がかかってくるのでしょうか。これはマイナス的なことで、余り予想すべきことではないのかもしれませんが、事業を計画する上では、リスク面も考えなければいけない重大な問題であると考えます。やはり具体的な数字を交えての説明をお願いいたします。

3番目といたしまして、この計画において、全体において周辺整備も含め設備投資にかか

わる町独自の負担はいかほどでしょうか。また、将来にわたる維持管理等の費用はどの位想定されているのでしょうか。そして、これが順調に推移した場合、これらの負担は解消、補填されるのでしょうか。誠に素朴な質問ではありますが、十分議論されていることとは思いますが、いま一度確認の意味も含めここに質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 伊原邦雄議員の質問にお答えをいたします。

まず、スマートウェルネスタウン構想についてでございますが、先程もちよつと触れましたが、この19日をもちまして地区懇談会全て終わりますが、この地区懇談会におきまして、私の話とは別に職員にスマートウェルネスタウン構想について、人口ビジョンと併せて詳しく説明をさせていただいているところでございます。

まず1点目の、事業計画が順調に進展した場合、町民が受ける利益、恩恵はどのようなものが想定されるかというご質問でございますが、具体的な数字ということですので、費用対効果によりお答えをいたしたいと思えます。

費用対効果とは、社会的に得られる便益の大きさがどれ位なのかを判断する指標となります。しかしながら、費用や便益として何を含めるか、便益の大きさをどのように貨幣価値に換算するかなどについては、統一されておられません、その妥当性は、費用と便益を算出された場合に、事業に要する費用と便益の比率が1以上であれば、その事業は妥当なものであるとされております。

まず、定住型賃貸住宅における効果として、コミュニティ活動に参加することにより効果でございますけれども、入居者が地域のコミュニティ活動に参加することによりまして、地域社会が活性化する効果になります。また、人口増加による消費効果ということで、町内での消費が増加する効果でございます。

次に、道の駅におけます効果では、農産物等の販売促進効果といたしまして、直売所やレストランに農産物を提供することによりまして、生産者へ利益が還元される効果、新たな道の駅のオープンによる就労効果になります。

また、医療費、介護費の抑制効果といたしまして、癒し効果のある入浴とウォーキングや健康運動教室をセットにした健康増進プログラムによる健康度アップによる効果がございます。

これらを数値化して効果額を算定しております。結果から申し上げますと、本スマートウェルネスタウン事業における年間の総効果額は1億7,152万3,000円となり、これを効果とし

て算定いたしますと、管理期間20年とする平成51年度までの町が一般財源ベースとして支出しなければならない金額、これはPFI事業以外の周辺道路整備も含めた金額になりますが、約19億3,000万円に対する便益は約23億5,000万円ということで、この数値に還元率を乗じた数値、費用対効果率でございますけれども、1.22という結果になりました。したがって、投資効果1以上となりますので、事業の効果は十分あるものとして判断し、実施するものがございます。

これは、単純に数値化出来るものを想定しており、その他の効果としては、例えば本事業を実施することにより町の活性化に伴う相乗効果として人口減少抑制効果、人口減少抑制効果の中には教育に関することや消費に関すること、あるいは環境に関することなどの様々な効果が考えられます。これらの数値化出来ない効果のことも考慮すると、実際はもっと多くの効果が生み出せるものと期待をしているものがございます。

次に2点目の、予定どおり進展がなかった場合、町にはどのような負担、町民にはどのような影響が予想されるのかのご質問でございますが、例えば破綻した事例を見ると、民間事業者の資金調達方法について、金融機関が企業の信用力を見て貸し付けるコーポレート・ファイナンスであったということで、事業そのものの信用力によって融資回収を図るプロジェクト・ファイナンスでローンを組んでいけば、金融機関がモニタリングを通じて、需要に合わない過剰投資を制御する役割を果たし、このような事態の発生を防げたのではないかと考えられます。また、プロジェクト・ファイナンスであれば、事業が破綻した際のファイナンス・リスクを金融機関がとれたとしております。本町のPFI事業は、プロジェクト・ファイナンスを想定しておりますので、破綻した事例とは異なるものと考えております。

また、特定事業の選定や事業者の選定、契約書の作成に関して、専門家によるアドバイザーを入れますので、開設後のモニタリングに対しましても、事業継続が困難となる危険性に関しまして対応可能なモニタリングシステムを導入することが可能となります。

本スマートウェルネスタウン事業では、アドバイザーによる各段階でのチェック機能を持たせるとともに、開業後のモニタリングについても専門家によるチェックを行うこととなりますので、破綻の可能性は著しく低くなるものと考えております。

さらには、PFI事業者の破綻の可能性に備えて、PFI事業者へ融資する金融機関があらかじめ町と直接協定、ダイレクト・アグリーメントを結び、PFI事業者の財務を監視し、もし破綻のおそれがある場合でも、事業者、これはSPCそのものではなく、SPCの中に組み込まれている各種企業、例えば維持管理会社や運営会社といったものがございますが、

そのSPCの構成企業の一部を交代させることによりまして、最後まで事業が遂行されるよう協議することが出来る仕組みを作ることで、PFI事業者の破綻を回避することになります。

また、PFI事業契約には、万が一に民間事業者の撤退あるいは経営破綻等になった場合への対応についても規定されることとなりますので、町の負担や町民への影響は極力抑えられるものと思われまます。

次に3点目の、この計画にかかわる設備投資等、町独自の負担は幾らか、将来にわたる維持管理費の費用はどの位の計画か、これらの費用は事業が順調に推移した場合、その利益で補填出来るのかについてでございますが、町独自の負担につきましては、PFI事業のライフサイクルコストで申しますと、まず収入では、設計建設期間3カ年、維持管理運営期間20年を通じて、補助金で6億6,000万円、起債調達額で5億4,000万円、民間事業者に施設を貸すことで得られる施設収入額で約1億4,600万円、住宅の家賃収入で約5億1,800万円、合わせまして18億6,400万円を見込んでおります。

支出では、設計建設期間、維持管理運営期間を通じての合計、一括支払いとして補助金と起債調達額の計12億円と、民間調達額の元本・利息分で約8億7,500万円、施設の運営費として5億5,000万円、また維持管理費として1億8,500万円、合計28億900万円、この金額が民間に町が支払う金額となり、債務負担行為として設定した金額でございます。この金額に起債の償還として約5億9,000万円と、モニタリング費用、火災共済保険料を足した金額34億5,000万円が支出合計となります。そして、支出額34億5,000万円から収入額18億6,400万円を差し引いた金額15億8,600万円が、PFI事業に係ります一般財源の持ち出し分となります。

そして、PFI事業以外の経費でございますが、土地取得費用や土質調査などの調査費、敷地造成に係る工事費、アドバイザー委託にかかる経費、また、周辺の道路整備として町道山田谷芝原線の歩道設置、これは広域農道でございますけれども、それから町道1572号線の道路改良に係る費用がございます。

これら全てを合わせたPFI事業以外の事業費の合計は6億2,000万円となります。このうち、収入として補助金2億9,250万円、起債調達額として1億9,150万円で、合わせて4億8,400万円となります。支出については、事業費6億2,000万円に起債償還に係る費用を足して約8億3,000万円となり、収入額を引くと約3億4,000万円が一般財源ベースとなります。

PFI事業とPFI事業以外を足した収入では、補助金と起債調達額及び道の駅の施設使

用料と住宅家賃を合わせた収入合計額は23億5,000万円となり、支出では、その合計が約42億8,000万円となります。したがって、町が持ち出す財政負担額の合計は、支出から収入を差し引き約19億円となります。

次に、将来にわたる維持管理の費用はとのご質問ですが、ただいま申し上げた費用に含まれますが、PFI事業に係る20年間の維持管理・運営に関する費用、ランニングコストでございますが、これの合計は約7億3,000万円となります。うち、道の駅施設の使用料、住宅家賃の合計で約6億7,000万円の収入が見込まれますので、ランニングコスト総支出額から収入となる道の駅施設の使用料及び住宅家賃を引きますと、20年間で約6,000万円が町の持ち出し額となります。これに毎年度実施するモニタリング費用や火災保険料を足しますと、20年間で1億1,000万円になり、1年間に換算すると年間550万円という金額でございます。

そして、これらの費用は、事業が順調に推移した場合、その利益で補填出来るかということにつきましては、施設使用料や家賃収入は、今申し上げましたように町の収入となるわけですが、民間事業者が事業展開をするに当たって、その自主事業などで得た利益が直接町予算へ繰り入れられることはございません。さらなる事業への投資費用となるものでございます。

したがって、事業を充実・拡大することによりまして、間接的に前段で申し上げた費用対効果を押し上げるものとなり、地域活性化、地域経済、定住促進、そして人口減少問題の解決につながるものでございます。つまり、その利益を地域で循環させることによりまして、町予算からの支出を抑えることが出来、さらなる町の発展に寄与出来るものと考えております。

なお、本事業の住民への周知につきましては、先程申し上げましたように、地区懇談会で説明をさせていただいておるところでございます。今後は、イベントなど人が集まる場所でのPRを行うとともに、事業者が決定した場合には、オープンに向け十分な広報活動を行っていただきますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 費用対効果につきましてはおおよその理解が得られます。人が集まる場所に発展があると、そこには数字ではあらわせない、はかり知れない恩恵が生まれてくるんだと、そういうことと理解したいと思います。

それと、民間業者への委託、もちろん契約をなされるわけですが、破綻が100%回避は出

来ないと思います。通常、経営が成り立たなくなると民間業者は撤退を考えます。そういったことの防止策も述べられておりますが、当然、そのような場合を想定した契約をされるとと思います。その業者に資力の問題その他もろもろの事情が発生した場合、契約どおりに事が運ばなくなるといった事態も想定されます。

契約というものは、両者が正常な場合に契約し、正常な場合に契約が履行されます。そこには十分な担保条項が盛り込まれるのでしょうか。最終的に町に負担だけが残るといった事態は避けることが出来るのでしょうか。当然のことながら、事業をなすに当たって、失敗を恐れていて行動しなければ発展はあり得ません。前向きに行動してこそ発展が望めるといった考えであれば、私も共有、共鳴するところであります。これらについてお考えをお聞きいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、伊原邦雄議員の2回目の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるように、人が集まるところに発展があるということで、じっとしていれば後退をしていくということだと私は思っております。そういったことで、千葉県では2番目に少ない人口の睦沢町であります。前向きに進んでいって、小さいところだが、きらりと光る何かは睦沢町にはあるねということで進んでいきたいというふうに思っているところでございます。

そういった中で、民間への委託ということで、当然民間には破綻というものがついて参ります。これについては、撤退することも当然視野に入れながら、入れ替えをしていくんだというお話を先程させていただきました。そういうことも既に視野に入れながら、契約についてもしていくということで、うまくいった場合を想定してじゃなくて、うまくいかない場合も想定をして、そういう契約の内容にしていきたいというふうに考えております。これについては、担当課長のほうから具体的なお話をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきたいと思います。

P F I 事業契約には、万が一に民間事業者の撤退あるいは破綻になった場合への対応について、これが契約内容に規定されるということでございます。

その内容なんですけれども、P F I 事業者の帰責事由によりましてP F I 事業契約が解除

になった場合、あるいはP F I事業者が町に対して支払うべき違約金の額や違約金と損害賠償額との関係、履行保証保険と違約金との調整、町の金銭債務と違約金との対等額の相殺決済の可否等について規定されるということになります。

具体的に申し上げますと、違約金については、会計法等におきまして、債務不履行の場合における災害金等を契約書に定めることとされております。施設完成後の民間事業者の帰責事由によりまして契約を解除する場合には、その違約金の設定に当たっては、考え方として、民間事業者が負担した建設工事費のうちの残金及びこれに係る支払い利息相当の合計額、例えば100分の10に相当する額といったように、建設工事費のうちの残金の一定割合を違約金とする考え方とか、残存契約期間に対応する維持管理・運営費の対価の、これも例えば100分の10に相当するといった、民間事業者に支払われる予定であった維持管理・運営費の一定割合を違約金とする考え方がございます。また、違約金と損害賠償の関係についてなんですけれども、違約金は損害賠償額と推定されますので、損害の発生及びその額を証明しなくとも賠償額を請求することが出来ることとなります。

次に、履行保証保険と違約金との調整につきましては、施設の建設工事について、町長を被保険者、給付を受ける者とする履行保証保険契約が締結される場合、町長は当該履行保証保険契約を受領したときに、これをもって違約金に充当する規定を設けることで、履行保証保険金と違約金との調整を図るということがございます。そして、町の金銭債務と違約金との対等額の相殺決済については、民間事業者の債務不履行により町が損害を被った場合、町は民間事業者に対しまして損害の賠償を求めることになるわけですが、今回行おうとしているB T O方式の維持管理・運営段階では、町が損害賠償を有効に担保出来る事業者の資格がない場合も想定出来るわけで、この場合に、町が契約保証金の納付を免除し、その代替として履行保証保険の付保を義務づけることが考えられるということがございます。

なお、町が契約保証金の納付を免除し、かつ維持管理・運營業務について履行保証保険が付保されない場合についても、町が損害の賠償を受けられますように、別途事業者に対し負担するサービス対価の支払い債務と事業者が負担する損害賠償債務を対等額により相殺することによりまして、損害の賠償を確実に受けることが出来るということがございます。

これは、契約における最終手段でございますので、町が確実に自らの債務を回収するためには、契約保証金の納付または維持管理・運營業務についての履行保証保険の付保を求めるなどの措置を講じることが必要だというように考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） どうやら余り危惧をしなくてもいいようなご説明をいただきました。

この事業が町の起爆剤となるように、決して湿って不発弾とならないように、不発弾となりますとそれなりの処理、手間がかかりますので、慎重にお願いしたいと思います。

事業をなすに当たっては町民のためといった大義が必要であると、これは共有していると思います。しかしながら、今現在では、冒頭に申し上げましたように、心配、危惧、そういう否定的な思いを抱いている人たちもたくさんいることは確かなんです。これらを踏まえまして、一層の町の人たちへの理解を求めることが必要ではないかと思います。やはり町民こぞって応援する、そういった事業でありたいと私は思います。これから一層具体的に事が進んで参りますが、その都度その都度、一層の広報、PR等を行うことが必要ではないかと思えます。

以上であります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員から色々ご指摘をいただきまして、誠にありがとうございます。

今後は、先程も申し上げましたように日程が色々組まれておりますので、その都度、事態が先に進んだごとに議会の皆さんに報告するとともに、町民へのPRもしていきながら、これからより具体的になってきます。そこら辺は十分また町民にも理解していただき、また、町民もこの場所で活躍する場が得られるように持っていきたいというふうに思いますので、また一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） これで、3番、伊原邦雄議員の一般質問を終わります。

◇ 久 我 眞 澄 君

○議長（市原重光君） 次に、2番、久我眞澄議員、どうぞ。

久我眞澄議員。

○2番（久我眞澄君） 久我眞澄でございます。それでは、通告に従い一般質問を行います。

質問の内容は、先程の伊原議員と同様、スマートウェルネスタウン構想についてでございます。まず通告に書きました質問要旨、これについて読み上げてから質問の詳細に入りたいと思います。

全部で3点ありまして、第1点目は人口減少、高齢化が進む時代の流れの中で、新たな町

拠点が必要な理由を伺いたいと。2番目として、定住賃貸住宅の必要性について、道の駅ゾーンの諸施設については集客力を増す努力施設として意味付けられるが、定住賃貸住宅と道の駅との関連はどのようなものか伺いたいというものです。3番目に、本構想の実施資金とある国庫補助金、地方債等とはどのようなものか。これらの活用にあたって、事業の分割実施等では補助金が出なくなることもあり得るとのことだが、補助金を得るための条件を伺いたい。この3点でございます。

甚だ素朴な質問ではありますが、最後の3点目の補助金等の云々というのは、先程伊原議員のほうからも、資金どうこうという話で色々お答えいただいておりますので、その辺はごく簡単にお答えいただければ結構だと思います。第1点目、2点目については、要旨に沿って具体的な質問ということで、その質問に対して留意しながらお答えいただければと願っております。

第1点目、第2点目、併せていきますけれども、この質問要旨というのは、先程、町長懇談会での席で配布されました睦沢町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」・「総合戦略」の概要及びスマートウェルネスタウン整備事業の概要、その中から取り上げますので、よろしくをお願いします。

まず1点目ですが、人口ビジョンの概要に関しての内容なんですが、睦沢町の将来人口ビジョンとして、「今後の取り組みの基本的視点」、この中で3点掲げられてあります。この3点の中で、「町の現状を理解し、特性を活かした施策を行う」ということですが、まずこの「現状を理解し」ということはどのような現状と理解しているのか、「特性を活かした」ということですが、どのような特性を生かしたということになるのか、この2点についてお答えいただければと思います。

そして次に、同じく人口ビジョンについてなんですが、「目指すべき将来の方向性」ということで4点掲げてございます。4点目に「時代に合った地域づくり・安心な暮らし・地域間連携を進める」とありますが、その中で「時代にあった地域づくり」、これはどのようなものなんでしょうか。時代に合ったということに対してどう認識しているのか、その辺の答弁を併せていただければと思います。

そして、スマートウェルネスタウンの整備事業の概要からなんですが、一番冒頭に、なぜ上之郷交差点周辺区域の拠点形成となるのかというようなことで、ここにも4点ほど、上之郷交差点についてやることの理由ですか、理由と捉えますが、掲げてあります。この中で、若者が住もうというきっかけを与える事項はどれが相当するのか、そして、道の駅に優位な

事項というのはどれが相当するのか、その辺を併せてお答えいただければと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、久我真澄議員の質問にお答えをしたいと思います。

1点目の、人口減少・高齢化が進む時代の流れの中で、新たな町拠点が必要な理由でございますが、丸山議員のご質問でもお答えしましたが、睦沢町総合戦略におきまして、目指すべき将来像を「住もうむつざわ 行こうむつざわ 「新しいまちのかたち」がここにある」と定めまして、誰もが安心して「健幸」に暮らし続けることの出来る地域社会の構築を目指すとともに、多くの人が訪れたい、住んでみたい、働いてみたい、そして暮らし続けていきたいと思えるまちの実現を目指すこととしております。

こうした将来像を実現し、持続可能な地域経営を行っていくためには、何よりも限られた地域資源をうまく活用し、計画的なインフラ整備、維持管理と公共サービスの提供を実現する拠点づくりが何よりも重要でございます。このコンパクトな拠点づくりを目指す中で、現在町が直面している様々な課題に対応した多様な取り組みを展開していくことが必要となって参ります。

一番大きな問題ですが、先程も詳しく聞きますということでありましたが、現状を理解するということでは、直近10年で700人人口が減っているんですね。これは年間に直すと70人なんです。私が職員に言ったのは、年間で70人出ていく人をとめて若者が新しく入ってくる、両方で年間70人になれば、人口減少はとめられるんじゃないのという話をさせていただきました。ここら辺を非常に重要な現状の理解という形で考えております。

このコンパクトな拠点づくりを目指す中で、現在町が直面している、今言ったような問題、課題に対応した多様な取り組み、一つだけじゃないんですね、多様な取り組みを展開していくことが必要となって参ります。

特に具体的な課題として挙げられるのは、若い世代の女性の増加、農業を重点に就業者の若返りや魅力拡大などの産業振興、高齢化に対応しました町ぐるみの健康づくりの支援、地域資源を活用した新たな観光・交流事業の振興などであります。

多様な取り組みによりまして、こうした課題の解決が図られると同時に、コンパクトなまちづくりが実現すれば、地域経済の下支えなどの効果の他にも、福祉、商業等の生活サービスの持続性の向上や、公的サービスの効率化や公共施設の集約化等によりまして、財政支出の抑制にも期待が出来ることとなります。

また、拠点と他の地域をネットワーク化することで、外出が促進され、健康の増進につながるという効果、サービス産業の活性化と外出の増加による消費の増加という経済面での効果等の多岐にわたり利点があり、持続可能性の向上が期待出来ることから、スマートウェルネスタウンの取り組みを進めるものでございます。

次に2点目の、定住賃貸住宅の必要性について、定住賃貸住宅と道の駅との関連はどのようなものかというご質問でございますが、本賃貸住宅は、移住・定住施策に関する全国モデルとして町内外に発信するものでございます。これが重点「道の駅」に選定された主な理由ではないのかなというふうに思っているところでございますが、スマートウェルネスタウンには定住促進センターの設置を予定しておりますので、そのモデルとなる賃貸住宅と併せまして、町の魅力をPRしたいと考えております。移住を希望する方への説明会の開催や住宅入居者との交流、情報交換などによります睦沢町への移住・定住を促進させる重要な施設と考えております。

また、道の駅は、地域の課題や観光、物産などの地域の資源が集まっており、観光振興や地域づくりの場として、定住施策を始めとする地域振興施策を仕掛けられる絶好のフィールドであることから、道の駅と定住住宅を併せて実施することで、移住・定住モデルとしての情報発信、イベントなどの企画運営をより効果的に行えるものとなります。

次に3点目の、本構想の実施資金となる国庫補助金、地方債等とはどのようなものかということでございますが、国庫補助金とは、地方公共団体が行う事務事業について、その必要性に基づきまして、当該事務に係る財源の全部または一部として国から交付される歳入をいいますが、本事業においては、内閣府所管の地方創生推進交付金、国土交通省所管の重点「道の駅」整備計画、睦沢町地域住宅計画に基づき交付される社会資本整備総合交付金、農林水産省所管の睦沢地区活性化計画に基づきます農山漁村振興整備交付金の活用をいたします。全て法律に基づいた交付金事業でございますので、事業の採択要件、施設規模や事業費または用途制限などを満たす場合に限り交付されます。

また地方債とは、通常、地方公共団体が事業を行う場合の財源は、地方税及び地方交付税等の一般財源、それから国庫支出金、分担金、負担金等の特定財源を持って充てることとなりますが、これら以外に長期の借入資金をもって財源とするものが地方債でございます。この地方債にあっても要件が決まっており、例えば社会資本整備総合交付金では、補助事業対象経費に係る地方負担分の90%が限度額となっております。また、その20%が地方交付税算出に係る基準財政需要額に算入することが出来るとしております。したがって、また地

方交付税でも返ってくるという形になります。

この補助金及び地方債を充てることが出来ない部分は、一般財源を充当しなければなりません。この部分がPFI事業という民間資金の活用になるわけでございます。本事業では、通常であればイニシャルコスト部分の一般財源は、3年間で約7億円が必要となりますが、民間資金を活用することで、長期にわたって平準的な支出が、町の支出が可能となるわけでございます。

そして、事業の分割実施等では補助金が出なくなることもあり得ることだが、補助金を得るための条件はということでございますが、お答えいたしますと、各種補助事業が総合的に実施されることが前提となり、先程も申し上げましたように、それぞれの計画に基づいて補助金が交付されるもので、施設規模や事業費、また重要業績評価指標KPIと言われておりますが、や費用対効果（B/C）の設定などが妥当と認められて採択されたものでございます。

しかしながら、分割実施では計画した目標を達成することが出来ませんので、補助金の交付がされないということになります。ということでございますが、町はそのときの国の財源によりまして、想定したものが100%来ないことも想定されますので、2カ年を使ってその計画をするということで、1カ年で100%来なければ、次の年度に残り分をもらえるということも視野に入れて計画をしているところでございます。よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 先程の町長のほうからのお答えの中に、コンパクト率という答えが出て参りましたがけれども、コンパクトビレッジにして活性化を図る、ネットワークも使うということでございますけれども、そもそもコンパクトビレッジというのは、人が大勢集まっているところ、あるいは公共の施設がたくさんあるところ、そういうところに町を集約していくというような趣旨の言葉だと受け取っております。

しかしながら、スマートウェルネスタウンは、人の住まう視点では、現在、定住住宅等でやりますけれども、上市場、川島、寺崎、こちらのほうに住んでいる人口は圧倒的に多いという状況でございます。その中で、スマートウェルネスタウンということで新たに上之郷のほうに作るということは、コンパクトシティ、コンパクトビレッジに反して拡大していった内容ではないかと、そこがお聞きしたい点でありました。

コンパクトにして、生活インフラとか福祉行政の効率上がるというのは当然でございます

て、それを求めてやるわけでございますので、拠点が二つ、三つとなっていくのは、長い町の形成の中で十分配慮していかななくてはならないことだと考えております。この点もう一度お答え願いたいと思います。

もう一つ、人口ビジョンで、前回の社人研の人口ビジョンで減り続けているというような回答がございましたけれども、私も社人研のデータを、千葉県各市町村、千葉市は6分割でございすけれども、全部で59分割したところで、40年後の人口がどうなるのかという推計を千葉県中並び替えてみましたところ、何と人口の一番減らない市町村は、当然ながら千葉市の緑区でございす。続いて八千代市、次に来るのが一宮町でございす。一宮町が3番目に人口が減らないということでございす。長生郡市の中では長生村が19位、茂原市が30位、そして長柄町が50位、白子町が53位、睦沢町が57位、長南町は58位と、こういう順序でございす。これを見て私は愕然として、今回の質問をするに至ってきたわけなんでございすますが、これは一体どう受けとめたらいいのかということでございす。

特に睦沢町は、隣が一宮町、長生村、そしてさらに上之郷の近いほうは長南町と、このような中に挟まれておって57位はないだろうと。一宮町が3位なのに57位って、これはないだろうというのが素朴な疑問でございす。地域の特性というのは、これは人口増減のデータの比較の中から地域の特性ということを見れば、どのようにこれを捉えていいのか、このデータを捉えるのかなと思うわけでございす。

一宮町、長生村、茂原市、いずれもJRの駅がございす。そして、一宮町は特急、快速の始発電車があり、外房線としてもかなり使い勝手のいい駅でございす。そんな中で、先程町長の言葉の中にもございましたように、地域住宅計画というものの中に書いてあったんですけれども、ベッドタウン化、ベッドタウンになってきていますよという話が確かあったと思います。

睦沢町のこれからの人口減少を考える上では、睦沢町は中で雇用を増やしていく、道の駅を使って農業を盛んにし、道の駅の中で雇用と住民の活性化を図るというのは、これは特に問題ない、そう思うんですが、基本的な流れの中で、地域の特性の中で、自然の流れの中で人口が増える、このような施策を行うのが最も効率のいい施策ではないかと、このように考えているものでございす。ということは、睦沢町の人口対策としては、まず第一にベッドタウン化に適した町であるよと、そちらのほうに近寄るのがより効率的なまちづくりということになるのかなと思います。

とりあえず2回目の質問は以上でございす。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 2回のご質問でございますが、現状の理解が、私には議員はどうもちよっと理解が不足しているのではないかなと、大変失礼な言い方でございますが、そのように感じざるを得ません。

なぜかといいますと、先程言いましたように、10年で700人睦沢町は減っているんです。一宮町は増えているんです。何で増えているかご存じですか。当然ご存じだと思いますが、東浪見海岸、非常にいい波があるということでサーフィン人口がどんどん増えているんですね。東日本大震災があったときに、海岸近くは危ないといって一時住まなかったものが、今はもうみんな忘れて、またあそこにどんどんアパートは建っている、人は入っているということで、東浪見地区はどんどん、一時期は東浪見小学校は閉鎖になるかなという心配までしていたのが増えているという状況でございます。

そういったことを捉えれば、当然、社人研が黙っていても、そんなに減らないよというのがわかると思います。それは、町の事業としてサーフィンをやったわけではないんですが、たまたまいい波があったということで、それが時代の流れだというふうに私は思います。そういうことで、時代の流れの中で上市場がシャッター街になってきたんじゃないかなというふうに思っております。

その時代の流れに乗らなくて、今、議員の言葉ではないですが、時代の流れに沿って行政がやったほうが効率的に出来ると。睦沢町の中で時代の流れ、どこでしょうか。やはり今現在の上之郷の交差点付近だと、誰が見てもそのように思うのではないのでしょうか。ということで、JAについてはさっさとガソリンスタンドを向こうに移動しました。もう人の流れが変わってしまったんですね。そういう現状を捉えないで行政をやるということになると、お金ばかりかかって実を取れないということに私はなるというふうに思っています。

しかしながら、では上市場がこのまま衰退していいのかと。当然でございます。ということで、では住民自らがどんなことを希望しているのか、住民と話し合った結果によりますと、今さら大きいスーパーは要らないよ、コンビニの一つか二つあればいいんじゃないの、歩いて買い物に行けるのであればいいんじゃないのという話であったのではないのか。

ということで、町の事業としては、町の位置的な関係で中心となる上之郷地域を選んで、また時代の流れを読んだ中で、そちらについては町の施設をつくりますが、上市場地区については、先程も申し上げましたように、住民と対話の中で、自分たちの住むまちを住みよいまちにしようと、そのためには何が必要かということ、今、一生懸命私はやっているとい

うふうに考えております。

そのようなことで考えておりますので、社人研で言っているのは、何も行政が施策をしなかった場合にこうなりますよという予測を、特に若い女性の人数を視点に出したというふうに言われて、これは増田リポートが主にそうだと思いますけれども、そのように言われております。そういったことで、時代の流れプラス行政の施策によって、この流れを少しでも食い止めながら、著しい減少を一気にさせないという施策は私は絶対必要だというふうに思うものでございます。

そのようなことで、睦沢町は、議員のおっしゃるとおりベッドタウン、私も絶対それが必要だと。なぜかといいますと、茂原市のように大きいお金をかけて工場誘致、工場地をつくる、とても出来ません。いざやった場合に、日立のように、東芝のように、会社が具合悪いのですぐさっといなくなっちゃう。何十億、何百億とかけているんですね。

それよりも、睦沢町が身の丈に合ったスマートウェルネスタウン、これは私は決して町の若い人が全てそこに勤めろということではないんです。今9人が全体でも30人ほどになる程度なんです。働きの主体となる方は千葉、東京のほうに、一宮駅を使って是非行ってください。しかしながら地元で、この環境のいいところで子育てをしながら、しかしながらそこでも勤められるという場所を作る必要があるだろうと、これがスマートウェルネスタウンだというふうに私は考えております。

決して先程言ったそれを否定するものじゃなくて、当然、それプラス、子育てをしながら地元で就業が出来るという場も作っていく必要があるだろう。いつも言われているように、地元商工業者が元気になることによって、今1人2人しか使っていないものが3人、5人、10人と使えるようになれば、町全体が元気になります。お金が町の中で回っていきます。そういうものを目指してやっていくということでございますので、私は時代の流れを見ながら町の施策をしているというふうに自負しておりますので、お答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 真摯な答えをいただきましてありがとうございます。

では3回目の質問になりますけれども、人が住む、そこで住むということは、当然のことながら子育て支援あるいは定住宅等で住む、その選択で住むということはあるかもしれませんが、古来昔より、人が住むにはそこで食べられる、家族を養える、要するに生活の糧を得られる、これが、簡単にと言ったら申し訳ないんですが、より多くの生活の糧を得ら

れる、便利に得られると、このような地域に集まるというのは自然の流れだと思います。

しかし、先程町長も言いましたように、見解が違うということでございますけれども、一宮町がサーフィンが盛んで、そちらのほうで人口が増えています。しかし、東浪見地区の例出されましたけれども、ただサーフィンが好きだからそこに住む、本当でしょうか。サーフィンを毎日やっていてそこで食べていけるのでしょうか。私は、一宮町のホームページの中で移住してきた方々の意見を書かれてあるのを読みましたがけれども、一宮町に越してきてサーフィンが出来る、これはありました。何よりも、今までの職業をやめることなく、一宮駅を通して通勤出来るので一宮町に来ました、これは十分納得出来る回答だなと思っています。

さらに長生村はどうですか。長生村はサーフィンという話は余り聞きません。しかし、長生村にかなう町は一宮町だけです。多くの町は長生村にありません。これは何でしょうか。長生郡市の中を見ても、白子町、これは常に観光である、いかだ下りである、チューリップ祭りである、昔から盛んにそういうイベントをやってまちおこしをやってきております。しかしながら人口は増えているのでしょうか、若い人は住んでいるのでしょうか。

長南町もそうです。長南町もイベントはやっていますが、工業団地をつくっても、やはり人が増えているというような話ではございません。長柄町もそうです。

要は生活の糧を得るために、今の時代は勤労者、この方々がそこに住まなければ、なかなか人口が増えないということじゃないでしょうか。今ここにおられる方々は、ほとんど町内で生活範囲がおさまっているか、あるいは一宮のほうに行くか、車で千葉まで通うかと、そのような中で生活の糧を得る地域に行っていると思います。

これらを考えたときに、最も大事な後押し、時代の流れのあと一押しというのは、やはり通勤を便利にする。例えば、先般も町長に陳情に行ってくださいましたけれども、この県道ですね、睦沢町を貫く一宮大多喜線、これは睦沢町にとっては最大のルートであり、重要な生活路線であります。重要な生活路線であるにもかかわらず、上市場は確かに広がりました。しかし、この道を使って一宮に出る、そのときに、玉前神社あたりに行くと混雑してどうにもならない。私も朝方、一宮駅まで家内を送って行ってきました。子供は、あそこは小学校はいるは、中学校はある、高校はある。そしてこちらから一宮駅に通う人たちが右往左往してあの狭い道を通っていく。このような現状の中で、町の中で施策をやるというよりも、道路を直して一宮駅の海岸のほうまでスムーズに行けるような道路を推進する、これを一宮駅と併せてやっていくと、そのような方法も必要じゃないかなと、こういうふうに思います。

もう1点。

○議長（市原重光君） 久我議員、簡潔にお願いいたします。何を言っているのかわからない。

○2番（久我真澄君） わかりました。

あともう1点ですが、定住住宅をつくって人口を増やすということの中に、K P I ということですか、目標指標ですね、これを掲げてございますけれども、この目標指標の中に、流入人口の増減ということで目標指標を掲げております。当然、先程発言があったけれども、必要かと思えますけれども、私は、目標指標として、流入人口じゃなくて流出人口の低減と、これを是非今後入れていただきたい。

というのは、流入ということは人口ビジョンの中にまとめて書いてございますけれども、流入してくる方々、若者定住住宅で、そこで職業を得られる、続けられるという方が引っ越してくるんですけども、多くは年老いた、50、60になってから睦沢に来る。これは流入人口で増えています。しかし、流出するほうは、睦沢町の将来を担っていく若い方々が流出人口の大部分を占めています。若い方が流出人口の大部分を占めるということは、睦沢町に魅力がないのかなと、睦沢町では食べていけないのかなということを大変懸念しているわけです。その辺を、流出人口をとめることに力を尽くせば、これは最も効果的な、実際に即効的な人口減の対策にはなりませんけれども、いいのかなと思います。

さらに、若い人の流出人口をとめるということは、流出人口というか、この町で生まれた方たちの流出をとめるということでございます。町で生まれて、自分の家がこの町にあるよと、そしてこの町に住んでいるということは、町に住んで年老いた親たちの面倒を見れる、そしてなおかつ自分たちの孫をこのお年寄りが見れる。要するに在宅介護でも十分やっつけられるような状況が出来る、家族が幸せにやっつけられることが出来る、このようなことが一番図れるのは流出人口をとめるということだと思います。

ついでにというか、もう一つ。

○議長（市原重光君） 久我議員、ちょっと中身を整理して発言してください。

○2番（久我真澄君） 結論から言いますと、流入人口を増やす指標よりも、流出人口を減らす指標を掲げて政策をしたほうがいいのではないのかなと、そのように考えております。

以上で終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初に私のほうから言いたいと思いますが、一般質問は通告に従って回答することになっております。通告にないものは答えません。これが大原則ですが、初めてですから、あえて少しはお答えしたいと思いますけれども、K P I の詳しい内容につ

いては担当課長から申し上げます。

私は、流入人口だけじゃなくて、流出人口についても当然対策をしますよと。そのために何が必要かということで、色々若者と話し合った中で、睦沢町はアパートがないじゃないですか、アパートがあれば茂原に行かなくて睦沢町に住めるんですよというようなことから、若者定住住宅を、賃貸だとか分譲地もございしますが、そのようなことをしているわけでございます。そのようなことで考えたいと思いますが、出来れば次回からは、通告にしていただければ十分にお答えが出来ると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきたいと思ひます。

K P I、重要業績評価指標でございますけれども、こちらについては、この事業を行うことによって目標とする指標ということでございます。先程議員おっしゃったように、流入人口、流出人口、ここでの目標については、目標値ゼロということで、5年間の社会人口の増減数をゼロとしております。いわゆる流入してくる方と流出していく方、これを同数に抑えようということでございますので、両方の施策を打って社会人口の増減をなくすということで考えておるものでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） これで、久我眞澄議員の一般質問を終わります。

ここで1時15分まで暫時休憩といたします。

なお、この後、議会運営委員会が開催されますので、委員の方は正副議長室にお集まりください。

（午後 零時14分）

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 1時15分）

○議長（市原重光君） 先程の休憩時間に議会運営委員会が開催されております。

内容について、10番、中村義徳委員長から報告願ひます。

中村委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 議会運営委員会から報告いたします。

先程の休憩中に、正副議長室において、市原議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日採択されました陳情2件についての意見書提出に関する発議案2件の取り扱いについて協議を行いました。

その結果、意見書提出に係る発議案2議案を追加日程として、本日の日程の最後に追加することといたしました。

よろしくご協力のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま報告のありました発議案2件については、議会運営委員会で決定のとおり、追加日程として本日の日程の最後に加えることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件については、追加日程として本日の日程の最後に追加することに決定しました。

ここで、追加議事日程及び発議案を配付させます。

（追加議事日程、発議案配付）

○議長（市原重光君） 配付漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） それでは、会議を続けます。

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 引き続き、一般質問を続けます。

次に、5番、田邊明佳議員、どうぞ。

○5番（田邊明佳君） 今回、新人議員が全員一般質問を行ったことは、町活性化にとって大変喜ばしいことだと思っております。誰も最初からうまくやれませんし、間違えることも失敗も、迷惑を掛けることもありますでしょう。ですが、最初から誰もうまくはやれませんし、失敗があるとすれば、我々先輩議員がきちんと物事を教えられなかったという、その1点に尽きると思います。これから一緒に、失敗を恐れずに頑張っていこうと思います。

それでは、通告順に従い質問させていただきます。

一つ目、防災について。

想定外の災害が多発し、全国的に防災、耐震に力を入れている中、熊本地震のような大災害が起き、多くの被害が出ています。

政府の地震調査研究推進本部が発表した全国地震動予測地図では、今回大地震に見舞われた熊本県は、30年以内に震度6弱以上の地震が来る確率が7.6%とされ、全国でも下から16番目でした。それは千葉県の85%という確率を大きく下回り、熊本は低リスクだと思われていました。16日に震度6弱の地震が起きた函館でも確率は1%ほどでした。他地域よりも発生確率が低いとされていた熊本で大地震は起き、これにより、どんな地域でも決して安心することは出来ず、備えを十分にしなければならないだろうという機運が高まっていると思われます。

国でも建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正など、耐震に対する備えが強化されてきており、町もそれに併せて様々な施策等を行ってきたと思いますが、念のため、いつの基準で耐震対策等を行われているか伺いたいと思います。

公共施設等の耐震診断は全て行われていると思いますが、一次避難所となる各区集会所や、決壊すると甚大な被害をもたらすおそれのある堰やため池の現在の状況はどうなっているのでしょうか。

町の地域の危険度マップでは、建物被害の危険度5の地域に総合運動公園、公民館、こども園、上之郷区民センターがあり、危険度4の場所に佐貫区民センター、川島区民センター、川島農事集会所、寺崎集会所、大谷木区民センター、岩井区民センター、嶋谷集落センター等があります。これは建物被害の分布を相対的にあらわしたものですが、こういった建物被害の危険度が高いとされる地域にある一次避難所や広域避難所は果たして大丈夫なのか、住民の方も不安に思われるのではないのでしょうか。また、一次避難所以外でも、各区集会所等、多数の方が利用する施設等の耐震化はどうなっているのでしょうか。

堰やため池等ですが、例えば長楽寺堰が決壊すると、下流の滝根の集落に大量の土砂や水が流入することが考えられます。他地区でも、家屋よりも高い位置にある堰やため池が多く、被害が出るのが予想されます。こういった場所に対する耐震診断や対策等はどう行われているのでしょうか。

町公共施設の耐震化状況や診断結果の公表について、現在、町ホームページで、睦沢町公立学校耐震化状況のみ掲載されていますが、なぜ公立学校のみなのでしょうか。町民や不特

定多数の方が利用する公民館や運動公園内の各施設、道の駅、また町営住宅など、ホームページや広報などに載せて広く周知すべきではないでしょうか。今回質問にあるものや他の公共施設の公表についてはどう考えているのでしょうか。

また、現在の民間に対する町の耐震に関する支援制度ですが、現在、耐震診断、耐震改修に関する支援制度等がありますが、昭和56年以前に着工された旧基準の住宅が対象です。

大阪市は、民間住宅の耐震化率を95%とすることを目標に、平成12年以前に建築された建物に対して補助をしており、徳島県でも同様の補助があります。これは恐らく、平成12年の建築基準法の木造住宅関係の改正によるものと思われませんが、睦沢町での民間への耐震支援は、昭和56年5月31日以前に建築された住宅です。昭和56年以前の建築への支援は全国的に多く見られますが、熊本地震でも多くの被害が出ており、町でも現在の支援で十分か見直すべきと考えます。

また、睦沢町耐震促進改修計画では、住宅の耐震化は平成27年度末時点で目標80%としていますが、達成出来たのでしょうか。

また、防災についての関連として、また函館にも地震が来ましたことから、緊急性があると思い質問いたしますが、防災について、大地震が来ると津波被害も考えられますが、津波対策についても伺いたいと思います。川幅が狭まって来ると、津波は高さを増して後ろから来ますが、河川付近の住民対策はどうなっているのでしょうか。防災について、町として現在の対策支援制度で万全かどうか、考えを伺いたいと思います。

二つ目、農業について。

これまで、町は基幹産業である農業振興のため、様々な営農支援を行ってきました。中でもむつぎわ米のブランド化は、町農業の発展にとり重要なものと捉え、官民一体となり取り組んできたと思いますが、前回、睦沢米のブランド化を根底から覆すような町の対応が見られました。これからの担い手の減少、消費の減少を考慮すると、付加価値をつけ、競争力を高めることは必至であると思います。町はブランド米に取り組む気があるのでしょうか。ブランド化の現状とこれからの町の方向性、考えを伺いたいと思います。

ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員の質問にお答えいたします。

本町の公共施設等の耐震診断につきましては、平成21年度までに全ての施設で行われておりますが、一部耐震補強が必要とされた睦沢中学校技術・家庭科棟につきましても、平成27

年度末に改修を終え、学校施設の耐震状況につきましては、町ホームページに公表させていただきました。なお、耐震化状況の公表につきましては、防災啓発の中でお知らせして参りたいと存じます。

次に、災害が発生した場合の一次避難所となる各地区の集会所、自主防災組織避難所は、現在の耐震基準に沿うものであり、耐震化を達成しているところです。

なお、引き続き適切な維持管理が必要であることから、区長会でも説明させていただいておりますが、各区の集会施設や集落の施設について、町単独事業として修繕に係る経費の助成も行っておりますので、ご活用いただきたいと思います。

また、堰やため池につきましては、ため池台帳の整備をしており、一定規模以上につきましては千葉県が点検をしております。その他、堤体等の補修については、多面的機能支払交付金事業により対応いただいております。

次に2点目の、現在の民間に対する町の耐震に関する支援制度で万全かというご質問ですが、町では民間建築物の耐震化対策といたしまして、新耐震基準、昭和56年5月31日以前に着工された住宅を対象に、耐震診断及び耐震改修を実施する者に補助金の交付を行っております。平成27年度末までの実績は、耐震診断、耐震改修ともに1件にとどまっております。

耐震改修を行うに当たっては、事前に耐震診断を行い、その結果として、倒壊し、または倒壊の危険性がある、または高いと判断されたものであることが要件となっており、事前に診断を行っても、倒壊の危険性がある等の結果が出なければ、耐震改修補助金の交付要件を満たさないことから、使い勝手が悪くなっているものと思われます。

なお、本事業は国の補助制度に合わせたものとなっているので、交付要件の緩和が難しいのが現状でございます。

しかしながら、町では平成25年度から住宅リフォームに対する助成も行っており、平成27年度末までの3年間に84件のリフォームがされております。耐震改修事業では難しい要件も、住宅リフォーム制度においては耐震改修に係るものも対象とされていることから、本制度の活用を推進しているものでございます。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、農業についてですが、本町では、かずさ有機センターの堆肥を水田に散布し、化学合成農薬と化学肥料を低減させ、千葉県で取り組んでいるちばエコ農産物の認証を取得したお米を、むつざわ米としてブランド化しております。

平成18年度から、かずさ有機センターの堆肥を水田へ散布し10年が経過し、昨年では町内約110ヘクタールでむつざわ米が栽培され、道の駅つどいの郷むつざわでも好評をいただい

ております。また、むつざわ米を町外の方々に知っていただくため、従来から参加しております新宿区や板橋区を始め、昨年は県主催の都内で開催されたイベントにも積極的に参加をして参りました。

さらに、むつざわ米ブランドのイメージ向上のため、町ふるさと推進協議会では、平成22年度から米・食味分析鑑定コンクールに出品し、農家の努力によりまして年々点数も上がってきており、昨年度から県の補助事業を受け、プレミアムむつざわ米の開発にも取り組んでおります。

町以外においても、長生農協陸沢支所が事務局となり、平成25年度から町ブランド米研究会が発足され、水稻栽培において食味向上や新たな栽培技術の導入を推進し、他産地との差別化による有利販売や認知度向上を図っております。

町といたしましても、これら各団体とさらなる連携を図り、むつざわ米のブランド化を推進して参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 答弁でも、町のホームページのデータでも一次避難所の耐震化状況は100%になっておりますけれども、耐震化状況が100%というのはいつの時点での話なんでしょうか。木造は平均寿命が30年とも言われていまして、法定耐用年数だと22年位でしたか、古いものだと年数がたっているので、やっぱり経年劣化等でちょっと耐震化は無理じゃないかという状況になっているものもちらほら、もしかしたらあるんじゃないかなと思うんですけども、それで、診断したとき大丈夫でも十余年たてば何らか変わりますし、特にふだん人が住んでいない家というのは、集会所とかですけれども、そういうのは傷みやすいので、そこら辺は大丈夫なのかどうかお聞かせください。

あと、堰やため池等、県が点検をしていらっしゃるそうですけれども、それは耐震診断でよろしいのでしょうか。あと、それは大丈夫ですよというデータ等は公表なさるのでしょうか。

あと、ちょっと耳が悪くなって聞き漏らしたんですけれども、公表について、何で公表するとおっしゃったんですか、申し訳ございません。出来ればホームページ等で素早く、もうわかっているものは、だってみんな診断して大丈夫だとわかっているんですから、ホームページに載せて皆さんにお知らせするのは構わないと思うんです。

みんなやっぱり、こうやって地震も多いことですし、そういった安全面に関しては気にな

るところだと思うので、町民の皆様の安心感というか、そういったものを満たすためには、やっぱりそういった動きも必要なのではないかと思います。だから、不特定多数の方が利用する総合運動公園の各施設、道の駅、公民館など、町民のために、納得していただくためにも、公表は必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

あと、耐震1件だったそうですけれども、目標80%以上の達成は出来なかったということでもよろしいのでしょうか。代替の事業もあるそうですけれども、いつごろ80%を達成するのか。目標じゃないですね、見込みを教えてくださいと思います。

あと、ブランド米ですけれども、現在、ふるさと推進協議会のことが出ていましたけれども、よくやったださっていると思うんですけれども、町ブランド米開発研究会などにも補助金が出ていますけれども、こういった団体との連携はどうなっているのでしょうか。多分、ブランド米を作ろうと一生懸命になってくださっている団体だとは思いますが、よくよく連携していただいて、これがむつざわ米だという、素晴らしいお米を作ったぞという成果を出していただきたいかと思います。ですから、こういった連携をとっているのか教えてくださいと思います。

あと、以前にも先輩が提案してそのままになっている、認定農業者の交流会や協議会を作る等の考えがあるのかどうか、お聞かせください。

町は集落営農に重きを置いていますけれども、ブランド化の、農業活性化の中核となる認定農業者を育てることも必要だと私は思います。スマートウェルネスで町全体の、それだけでは稲作農業の活性化は難しいと思います。ある程度はいけるとは思いますが、全部が全部よくなるとは思っておりません。町は基本的に、今まで質問していた傾向として、なりわいだから自分でどうにかしろということを最後に言いがちですけれども、補助金だけでなく、こういった面でのサポートも必要ではないでしょうか。

あと、津波対策はどうでしたか。もう一度教えてくださいませんか。よろしく願います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田邊明佳議員の2回目の質問にお答えをしたいと思います。

まず、一次避難所でございますけれども、これにつきましては、木造の古い集会所等については一次避難所から除外をしてあります。ということで、新しいものになっているということで、逆に申しますと、うちのほうの区民センターはこれから外されちゃっているというクレームも区長さんからいただいたところでございますが、先程も申し上げました町の補助

金等を利用しながら、更新をしていただく、あるいは耐震化をしていただくという方向になればということをお願いをしているところでございます。

それから、80%の達成ということでございますが、こちらについては、細かい内容につきましては担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、ブランド米の定着というか、その推進でございますけれども、実は昨年、ふるさと納税で、当初はむつぎわ米に限っておったんですが、長生農協からの働きかけによりまして、ながいき美人ということで、睦沢産のコシヒカリについてもこれにさせていただいたところでございますが、やはり町が推奨しておりますむつぎわ米ということで、町の堆肥センターで作った堆肥を使って作っているお米、こちらに限ってふるさと納税を、今年度の生産品からはかえていきたいなということで、今調整を行っているところでございます。そのようなことで、ふるさと納税における返礼品についても、そういう付加価値をつけるというようなことで、さらにブランド化を推進していきたいというふうに思っております。

あと、認定農業者の会議等につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） それでは私のほうから、耐震の公表についてでございますけれども、まず最初に、耐震をはかった時期といたしましうか、先程、耐震化促進計画の話が出ておりましたが、そちらが22年3月に町のほうで作成しております。その段階で、町の建物につきましては耐震化の状況を把握しておると。そして、中学校の技術・家庭科棟についてはまだ出来ていないということで、昨年実施をし、そういうこともございましたので、今回ホームページ上で公表させていただいたというものでございます。

それから、こういう時期でございますということで、丸山議員のご質問等もございましたけれども、熊本地震などもあって住民の意識が非常に高い時期であると、こういうときに公表することがやはりよろしいのかなと思っております。

町長の答弁の中では、防災啓発の中でお知らせしたいというふうにありました。もちろんそちらでもやらせていただきたいと思いますと思っておりますが、先程も申し上げましたこういう時期でございますので、ホームページ上に載せて参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

それからもう一点、津波の関係でございますけれども、本町におきましては、海に直接面しているわけではございませんけれども、防災計画の中でも津波対策について記載させてい

ただいております。

津波が来ましたら川を遡上してくるということで、川島等、低い地域の方の避難等については、万全を期さないといけないかというふうに思っております。避難所等については広域の避難所ということになろうかと思いますが、そちらにつきましても、各地区でもう少し高い場所に移転、そういうことがあれば、早目に対応していきたいというふうに思っております。

もし津波が起こった場合には、避難情報を即出すということと、もちろん大津波が来れば避難指示等の指示もさせていただきたいと思っております。そこら辺はちゅうちょしないでやらせていただきたいというふうに思いますので、その辺も周知しながら、住民の皆さんのご協力をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきたいと思っております。

町内の耐震化の状況でございますけれども、こちらについては、町の課税台帳のデータをもとに整理をさせていただいたものでございますが、現在把握させていただいております町内の建築物の総数、これが7,178棟でございます。そのうち、昭和56年の新耐震基準以降の建築が3,534棟で、基準以前の建築物、これが3,634棟となります。

また、住宅で申しますと、本町の住宅総数は4,002棟ありまして、新耐震基準以降の建築物が2,260棟、基準以前のものが1,742棟でございます。うち、耐震性ありというものが209棟ございます。住宅における耐震性ありの総数は2,469棟、耐震性なし、あるいは不明のものを合わせた数が1,533棟となっております。住宅における耐震化率は、前回より若干上がっているんですけれども、61.7%にとどまっているということです。ちなみに、平成22年の調査と比べ3.2ポイントの向上ということでございます。

この80%目標は、27年度末ということで耐震計画を立てさせてもらっておりますけれども、また本年度中に新たな修正を行って、耐震化率の向上に資したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山義晴君） 命によりお答えしたいと思います。

1点目、ブランド米研究会と町ふるさと推進協議会、この連携でございますけれども、ふるさと推進協議会は、町の特産品やら各種のイベントへの参加とか、先程町長もご説明をさ

せていただきましたプレミアムブランド米、そういうものの研究開発に取り組んでおります。また、ブランド米研究会ですが、こちらはJ A長生も参画し、また農家の方々も入って、米づくりの取り組み、農薬関係とかそういうものについて色々な検討をしているというものでございます。検討の内容によっては、一部重複するようなものもございますので、その内容によっては、今後、一緒にやっていくとか、そういう方向性を検討していきたいなというふうに思っております。

また、認定農業者の関係でございますけれども、先程、他の議員のご質問にもございましたけれども、議員も十分立派な農業女子でございますので、議員にも認定農業者の取り組み、今後の方向性、嫌われない程度に密接な関係を保たせていただいて、色々ご意見をいただきまして、今後取り組んで参りたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 集会所、古いところは一次難所から除外しているということですがけれども、やっぱりその地域の人々にとってなじみのあるところにまずは集まっちゃうと思うんですね。それを考えると、ちょっと対策をしたほうがいいんじゃないかなと思います。

あと、3.2ポイント上昇だそうですが、そうこうしているうちにまた建物が古くなって、耐震化しなきゃいけないものが増えないように、よろしくお願ひいたします。

あと津波ですが、津波が来ると、上流へと高さが上がって行って後ろから襲ってくるという話をしましたけれども、避難所等とかは確かに決められているかもしれませんが、多分、津波が来るぞとなったらパニックになって、道路とかは渋滞して、結構大変なことになると思うんです。

だから避難順路、避難所はそれはあると思うんですけれども、避難順路とかは整備されているんでしょうか。それは組ごとに決めるとかしておかないと、多分逃げるときに大変な大騒ぎになるかと思っておりますので、それはどうでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員の3度目のご質問にお答えしたいと思いますが、一次避難所で除外してあるところということでございますが、具体的には大字単位だと2箇所だけかなと思います。

寺崎については、やはり避難所から除外されているということで、何で避難所が入っていないんだというようなことから、こういう事情で、耐震化の問題で避難所に指定出来ないというようなことでお話をさせていただいたところ、県あるいは町の補助事業を使っ

いて新しくしていただいたところでございますが、あと2棟についても、それぞれの区で色々検討しているということも伺っております。先程の町としての単独補助事業もやっておりますので、是非ご利用いただいた中で、早目に取り組みが出来ればというふうに思います。

ということで、当然その区長さん方については、十分その辺は承知をしていただいております。自分の区の区民が、自分の敷地内といいますか、区の中に避難所がないというようなことも認識を持っていただいております。そういうことで、先程申し上げましたように、早目に何らかの手だてが打てるように、また区長さんとも協議を進めて参りたいなというふうに思っております。

それ以外の詳しい内容については、担当課長のほうからご説明したいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） まず、最初の津波の関係を先にお答えさせていただきたいと思っております。

津波が来た場合の順路等でございますけれども、防災訓練等で机上で、地区の方に集まっております。地震の際、津波の際もそうですが、こういう順路でというような机上訓練をさせていただいたことがあります。それは、各地区が自分のところの道とかそういうのをよくわかっていなければいけないということがありまして、自主防災組織の方に力をかけていただかなければいけないというふうに思っております。

現在は、そこら辺も含めて防災訓練等でコース等を周知出来るようにしていきたい、また地域の方々と相談しながら、このルートがいいというようなこと、また、なった場合には車じゃなくて徒歩とか、そういうものもお願いするというようなことを進めて参りたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、広域避難所、それから一次避難所ということですが、その他に防災の関係でいいますと、これは一時避難所という場所があるということでございます。そこに行くまでに、その前にもう1箇所、その地域の人にとってはなじみのところに行くということだと思います。その施設が非常に弱いということでは、防災の拠点としてはなかなか難しいということでもありますので、そこら辺も含めまして、地区区長さん等と相談しながら、先程申し上げた補助金等の活用が出来れば、それを使っていればというふうに思っております。

どちらにいたしましても、いつ地震が起こるか分からないということでございますので、

日々、地域の方々と相談をする機会を増やしていきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（市原重光君） これで、5番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

◇ 久 我 政 史 君

○議長（市原重光君） 次に、4番、久我政史議員、どうぞ。

○4番（久我政史君） 初めてで、よろしくお願ひします。

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる政策というのを読ませていただきました。そこでちょっと感じたといいますか、少子高齢化の中で、町内の子供の数の減少、若者の数の減少は非常に著しくて、若い世代の結婚・出産・子育てを支える政策は、これから町を支えるのに絶対必要な政策だと思っております。

それで読んでいきましたら、政策の中に、妊娠とか出産、子育て、こういうのは計画がのってまして、なぜ結婚のことがないんだろうかなというふうに疑問を持ちました。若者を増やす一番の最初は、まず結婚があるんだろうなと。だけど、これが抜けているということは、私は意識的に抜かしてあるんだろうなと、こういうふうに理解したと。その理由が多分あるだろうと。その辺を私なりに確認して、そうだろうな、抜けているんじゃないだろうなと、そういうことを確認したいと思います。

それで、若い人が結婚するのに、他の町村は色々な援助をしているといいますか、その辺があると思うんです。そのところで、人がいないわけじゃないし、効果がないからとか、その辺は後でじっくり聞きたいんですけれども、よそでは出会いの機会といいますか、そういうのを持っているわけです。睦沢では前はやったんだろうなと、こういうことは予想しています。いつからなくなったのか、その辺ちょっとわかりませんが、そういうのを計画しているんだけどまだまとまらないのか、応援する人、結婚おばさんみたいな人もいなくなったのか、前はそういう人がいたんですけれども、そういう人がいないからなのか、その辺を是非教えて欲しい。

続きまして、そういう計画を他の町村は、私の知っている限りでは何らかの形をやっているというふうに、多分その結果を町も聞いて、余りよくないと、そういうことでまねしないのかなと私なりに予想しているわけなんですけれども、その辺を、例えば先程も、いつ調べたのかとありますけれども、私の希望とすれば、年に1回位、3月の末でもどこでもいいんですけれども、他の町村でこういうことをやっていると。少なくとも夷隅、長生。山武はちよっ

と広いかな、その辺で出来る範囲でこんな結果が一つでも出たと、そういうことがあれば、それを参考にしてもらえればなと思っております。

結婚する若者の住宅のことは今作っているんですけども、これから結婚する人、そういう人たちはどういうことになるのかなと。今、売れ残っているところが10戸位あるのか、あるいはこれからスマートウェルネスタウンであそこに色々なことを考えているので、そこにも、もしそういう希望者があって入りたいというときに入れてくれるのかなと。もしあれば最優先でそういう人を入れてあげればいいのかと、これは私の考えです。

それから、次にお聞きしたいのは、今、小学校の統合問題があります。この辺、統合ありきとか色々な人が言っていますけれども、町は統合がいいんだということで進んでいるわけですので、交流といいますか、私なんかを考えられるのは運動会とか社会科見学とか、そういうのを一緒に、多分もうやっていると思うんですが、何かやっているのがあれば、こういうことをやって、あるいはこんな結果が出ている、こういうことをやりたいとか、やったことのよかったこと、悪かったこと、その辺をわかる範囲で教えて欲しいと。何かやっているはずだと思っております。

今、私が一番気にしているのは、瑞沢小学校は農業体験というのをやっていて、それが非常に評判がいいといいますか、土睦のほうはやっていない、その辺がどういうことなのか、その辺をお聞きしたいということです。これが小学校の再編についてです。

その次、中学校の関係でお聞きしたいんですけども、中学校の人数が非常に少ない。でも私、先日体育祭に行きまして、まず目についたのが、先生方がやけに生徒と一緒に走ったりなんかしていて、おおやるなという感じを持ちました。誰が誰だか名前はよくわかりません。だけでも元気を感じたと。最初に国旗みたいなものがなくて、ああ人数が少ないからそういうのも出来ない、でも体育祭の看板みたいなものは作ってあるし、少ないのでやっているんだなということで思いました。

中学校が何が困るかというのは、人数が少なくなるとどこから先生方を集めるかと。専門教科で国、数、理とか、授業数が多いのから、私の経験ですと集めていって、どこか足りないのは講師とか非常勤講師とかそういうふうになるわけですけども、その辺がどういうような形に今なっているのか。

人数が少ないと、教科でさえそういう状態ですので、もう部活動はぐちゃぐちゃといいますか、もう頼むよと校長が頭を下げて頼むと。給料が出るわけじゃない、本当に気持ちだけ出るわけですね。嫌いな先生は極端に言えばノイローゼになってしまう人がいる。これは私

は残念だなと。少なくとも、中学校の教員で嫌なのをやらされては、最初は嫌でもやっていれば、子供の姿を見れば先生は元気が出る。これが出ないのはもうやめたほうがいいと、はっきり言って、そういうふうに私は個人的に思っています。そういう先生がいるときに管理職は、やっていると思うんですけれども、大変だな、悪いなとかと、そういうことで声をかけてあげればうまくいくのかなと。

部活動が、私がやっているときに、サッカー部が最後3位だかに入って潰すということで、その後話を聞いたら、野球部が潰れちゃったと、でもサッカー部が出来たと、そんな話を聞いているうちに、何かサッカーも危ないんだよなとか、大体、部活動の数を減らすのは非常に大変なことです。

それが、今睦沢にもいっぱいあると思うんですけれども、どこかで切らなくちゃいけないと。今の状態でいえば、出ることは出ましたけれど、負けましたと。試合というのは、いい試合をやれば生徒は喜ぶ。きたきたにやられれば、何のためにやっているかわからなくなっちゃうと。だからこの辺をいつか、来ちゃいけないんですけれども、来たときに、やっぱり決断で一つに絞ろうとか二つに絞ろうとか、その辺は考えながらやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。その辺の現状を是非お聞かせ願えればと思っています。

初めてでよくわからないんですが、その辺で答えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、久我政史議員の質問にお答えをいたします。

私からは、若い世代の結婚・出産・子育てを支える政策についてをお答えし、町内の小学校の再編について、睦沢中学校の生徒数の減少による問題点については、教育長からお答えをさせていただきたいと思ひます。

若い世代の結婚・出産・子育てを支える政策について、1点目の若い世代の結婚を町として援助していくための政策をどう考えているかと、2点目の出会いの機会を作る計画、それを支援する人についての考えはについて、関連しておりますので併せてお答えをさせていただきたいと思ひます。

昨年12月に市原時夫議員のご質問でもお答えをしたところでございますが、町は直接出会いの機会の創出をするのではなく、間接的な支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。総合戦略にも、住民によるコミュニティ活動・町のPR活動の推進の中に、各種コミュニティ活動等によります交流の場を生かし、結婚につながる出会いを創出す

るとしております。具体的な事業といたしましては、来年度を目標に、むつざわふるさと応援隊制度を創設し、町民あるいは町とかかわりのある人材を発掘して、むつざわふるさと応援隊に任命し、交流促進プロジェクトとして、その企画・実施を支援したいと考えております。

例えて申しますと、町在住の方や町出身の方が集まって活動している団体では、町を紹介するホームページを立ち上げるとともに、むつざわマップの作成や、町外や都心の若い人たちを対象としたワークショップなどを数多く開催し、町の魅力を広い範囲にわたり紹介をしていただいております。このように、町の将来を積極的に応援してくれる団体などを支援し、結果として結婚、さらには移住・定住にまで発展することを期待するものでございます。

次に3点目の、近隣市町村はどのようなことを実施しているか、その状況、結果等について伺いたいとこのことですが、去年は、長南町において事業費約300万円をかけ婚活イベントを行っており、町内外から募集を行い、参加人数は男女合わせて約40人、15組のカップルが誕生したと聞いており、現段階でのゴールインはまだないということでございました。

茂原市でも、レイクウッズガーデンひめはるの里においてのイベントで、男女合わせて30人が参加、7組のカップルが誕生しましたが、やはりゴールインはないということでございました。

また、長柄町では、商工会女性部の主催によりまして、本年2月に婚活事業を実施しており、参加者は男女合わせて55人、10組のカップルが誕生しましたが、いまだゴールインには至っていないということでございました。

以上が近隣での状況でございます。

なお、睦沢町につきましては、従来は、農業委員さんを中心に結婚相談員という制度がございました。これについても、農業委員さんではない委員さんについては、先程もありましたが、町の結婚を、要は仲人さんというような形で一生懸命やっている方をお願いしてやっていたわけですが、最終的には非常に困ったのが、今、個人情報保護という問題で、町から結婚適齢期の方の名簿を渡すことが出来なくなってしまったと。あるいはまた、登録してくれる方がどこの町村に行っても登録をして、先程言ったような、カップルになるけれどもその先にはいかない、あるいはそういう常連になってしまっている、あるいは、そのイベントに参加するだけが目的になってしまっているというような色々な問題が出て来ました。

そのようなことを踏まえて、結果として、当時の農業委員会会長さんが自ら探し求めて1

組出来たというのを最後に、この制度を実はやめております。

また、最近になりまして、山武、夷隅、長生、要は狭い地域だといけないので、もっと広い地域でやろうよというようなことから、他の地域からお誘いが来まして、睦沢町もお二人の女性の方をお願いして、この委員になって欲しいということで、そこに参画をしていただきましたが、どうも中身的に想定しているものと大分違うと、ここに出ている実績につながらないというようなことで、この委員をやめさせていただきたいというようなことから、睦沢町もそこから脱退をして、茂原市も最初から参加していないというようなことでございました。

そのようなことで、先程もお話をさせていただきましたが、町も重点「道の駅」だとか、先程申しあげました他の若い人たちがワークショップなどをしておりますので、そういうところを支援しながら一緒になって応援していきたいと、そういうことで結婚から町定住への結びつけをしていけたらというふうに思っているところでございます。

それから次に、4点目の若者に結婚後町に定住してもらうための住宅等の支援等具体的計画はあるかとのことでございますが、町では若者定住施策といたしまして、平成24年度より、若者世帯等を対象に町が分譲する土地や住宅取得に対する助成を行っております。平成27年度末までで21区画の分譲地取得への助成、住宅取得では66世帯への助成を行っているところでございます。

また、これについては、あくまでも他から来る者だけではなくて、町の中の若者についても同じような対策を行っている。先程も、外からの流入だけではなくて、中から出ていくのを抑えるということも、当然にして一緒にやっているというところでございます。

その他、住宅家賃補助やリフォーム補助も行っておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 久我政史議員の質問にお答えをいたします。

町内小学校の再編について、1点目の児童交流のため学校行事等一緒に行っているものはあるのかということ、また今後の予定はということでございますけれども、平成30年4月の町内小学校の再編を見据えた土睦小学校と瑞沢小学校の合同体験学習や学校行事は、年間を通して学年ごと、また全体の行事として計画をしております。

4月には5年生を対象とした田植えを行いました。稲作体験は瑞沢小学校の特色ある体験

活動でありますけれども、今年度、土睦小学校の5年生と一緒に田植えをいたしました。さらに、瑞沢小学校がこれまでも続けている、新宿区にあります花園小学校の児童との交流をいたしました。毎年田植えの経験を積んでいる瑞沢小学校の児童が先頭になって、お手本を見せてくれたということでございます。

5月には、2年生の市原キッズダム見学、3年生の睦沢町の探検、6年生の加曽利貝塚見学を実施しております。

6月に入りまして、1年生の千葉市動物公園見学、4年生のプラネタリウム学習、来週には5年生が、長柄町にある千葉市少年自然の家で合同の宿泊体験学習を予定しております。その事前学習も既に終わったところでございます。

また、校外学習の行事だけでなく、日ごろの学習や生活のスタンダードについても、両校で共通した習慣を定着させる指導を行い、保護者にもその取り組みを説明しているところでございます。

次に2点目の、これらを実施した状況、またメリット、デメリットについてでございますけれども、職員からは、子供たちは、小学校が異なってもこども園で一緒だったという子供も多くて、レクリエーションや会食を通してすぐに仲よくなっているというお話を伺いました。

また、学校だよりから子供たちの感想の一例をご紹介しますと、「久しぶりに会えた人がたくさんいて楽しかった」「田植えのおもしろさを知ってもらえてよかったです」「最初は緊張したけど、土睦小の人が話しかけてくれて、一緒にお弁当を食べたり、火おこしをしたりして楽しかったです。また、交流したいです」、そういう感想をいただきました。

また、郡市の陸上大会の折には、お互いの活躍を応援する姿も見られ、睦沢の子供として一体感にあふれていたという報告も聞いています。

このように、多くの同級生と触れ合う喜びや、ふだん出来ない体験をみんなで出来る感動は、合同の体験活動や学校行事を行ったメリットではないかというふうに思っています。

もちろん、両校の交流活動には事前の打ち合わせ時間の確保、学校間の移動に時間を要することなどが課題として挙がっております。再編に向けて、両小学校の子供たちが交流の機会を持つことは非常に重要であると認識しておりますので、今後も色々な形で実施をして参りたいというふうに考えております。

次に、睦沢中学校の生徒数の減少による問題についてでございます。

1点目の専門教科の教員の人数はどうなっているのかでございますけれども、本年度の睦

沢中学校の生徒数は140名でございます。各学年2学級を維持し、特別支援学級2クラスを合わせて8学級でございます。

平成28年度の公立小中学校の定員配置基準により教員数が定められておりますが、睦沢中学校に配置される教員の数は、事務職、養護教諭を除き、校長、教頭の他に、標準学級に1名の教員、さらには特別支援学級の2クラスを除いた通常学級数6クラスに対して増置教員が5名しか配置をされておられません。このことから、睦沢中学校では、県費の負担教職員は21名おりますけれども、直接教科の指導に当たる教員の数は、児童・生徒支援という特別な配置を一ついただきましたので、合わせてやっと14名ということでございます。

このことによりまして、おおむね各教科2名の教員で教科指導に当たることが出来ておりますけれども、学級数が少なく、増置教員数が限られているということから、授業時数の少ない美術科または技術・家庭科のいずれかの1教科が非常勤講師で対応しなければならないという状況は変わっておりません。本年度は技術・家庭科を非常勤講師で対応しております。

なお、免許外の教員はおりませんけれども、1名休職中の教員がおりますので、英語科指導に休職代替として講師で対応しておるのが現状でございます。

次に、2点目の部活動の状況及び指導者の状況はどうなっているかという点でございますけれども、運動部は現在6つございます。部員の多い順に申し上げますと、ソフトテニス部、卓球部、サッカー部、バスケットボール部、柔道部、剣道部でございます。文化部は吹奏楽部と美術部の二つでございます。全校生徒140名のうち129名が加入をし、加入率92.1%の現状でございます。

放課後の活動時間については、6、7月が午後6時半までで、他の月は日照時間に合わせて短縮されております。土曜、日曜日の午前中も非常に熱心に練習を行う部が多くありますけれども、月曜日はノー部活動デーということで、完全休業日ということで部活はございません。

また、顧問については、全ての部に教員を2名ずつ配置し、全職員で取り組んでおります。本年度の人事異動で、先程議員のほうから、元気を感じたというご感想をいただきました。人事を担当する者としては大変うれしく思っております。ありがとうございます。

若手の教員が増えて部活動が活発になり、生徒が目標を持って取り組めるようになってきたということを伺っております。部活動を通して、チャレンジ精神や友情、忍耐等を学ばせるとともに、社会性や協調性を養い、豊かな人間関係づくりを行わせたいと考えております。

今後ともご理解を賜りますよう、また、教員の先輩として睦沢教育にもご支援いただけま

すよう、改めてお願い申し上げます。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） 今お話を聞いて、色々な面で大変満足しております。

出会いの関係も、やっぱり何かがあったんだなというので、想像していたとおりといいますか、これから色々ないいところをまねると。やっぱり悪いところは、今の人は、会うのだけ行って会って、悪いことをしないだけいいかなと、その位に考えないといけないのか、ちょっとこの辺は疑問なんですけれども、考えておいてくれるということで。

それから、小学校の再編も大分色々な面でやってくれているわけです。非常にいいなど。それで、授業で今やっているような感じで、授業以外で、例えば有志みたいなのが日曜日とか土曜日とか、そういうのがあるのかどうか。もしあるならば、こういうのをやっている人がいますと、もしあったらその辺をちょっとつけ加えてもらえれば。

あと中学校のほうも、教員が大体2名ずついてということで、教科的に少し安心だなと。ただ、美術をとって技術・家庭がないと。ちょっと心配なのは、技術・家庭というのは危険があるんですね、はっきり言って。私もちょっとやって、素人が技術科をやると、機械を使うと心配で心配でしょうがない。素人がやると心配で、例えば本立てを作るのに板の木目がありますよね。あの木目をどういうふうにするかというのも子供は知らなくて、切っちゃって変なものを作って、いや参ったなど、これは私は実感で持っていますので、技術科の先生、特に新米の人が、新米というか、年齢をとっても教科外がやっているときには、事故にはくれぐれも気をつけるようにということ、その辺がお願い出来ればいいかなと。

あと、部活を1日休んでいるとか、この辺も今の時代だから必要なのかなと思っています。今この状態が、夏を過ぎたらおかしくなったとかではなくて、是非緊張感を持ってやってくればありがたいなど、こういうことを思っています。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） お答えいたします。

小学校再編で、教科等でございます。今、学校関係をお話しましたがけれども、それ以外は、アフタースクールといいまして、土曜日の午後、これは4年生以上ですけれども、参加をする子供たちが一緒でございます。あとはキッズキャンプ、これは1泊ですけれども、公民館中心で泊まりながら、これは4年生を対象に行っております。それから、今年からは5年生

になります。サマーキャンプ、そしてあとは冬はスキー合宿と、こういう形で子供たちの交流は積極的に行っております。

あと、中学校の技術科の教師の指導力の問題ですが、非常勤講師ではありますけれども、大変力のある、これまでも実績のある教員を、とりわけ千葉県のほうから要請いたしまして着任させておりますので、心配ないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） これで、4番、久我政史議員の一般質問を終わります。

◇ 田 中 憲 一 君

○議長（市原重光君） 次に、13番、田中憲一議員、どうぞ。

○13番（田中憲一君） 田中でございます。役場内の機構改革があり、議場内も座席が替わり、初めての定例議会です。気持ち新たに取り組ませていただきますので、よろしく願いをいたします。

気持ち新たに、我が町は「むつざわ」町です。睦沢町を語るに当たり、町名はしっかり言わなければいけないと思いましたので、ただいま自分に言い聞かせをさせていただきました。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

睦沢町の将来像についてでございます。

新設小学校について、前倒し出来る行程等を精査し取り組むべきだと思うが、教育委員会はどう考えるかということでございます。

新設小学校について、校舎等の改修に伴う設計委託費など予算決定され、平成30年4月開校に向け準備がされているところであります。ソフト面においては、関係者の多くの意見を聞く場を作りますということで、3月議会で示されました。そして、睦沢町立小学校再編準備協議会の設置についても、先日開催された議会全員協議会にて説明をいただいたところでございます。これは、新設小学校を現土睦小学校の場所に設置し、平成30年4月に開校を決め、取り組んでいることと理解をしているところでございます。

先程も申し上げましたが、3月議会では、校舎等の改修に伴う設計委託費などが予算決定されているわけでございます。議会としても承認をしているわけですので、進められるものについては、時間を無駄にすることのないように進めていかなければならないと考えております。新設小学校開校にかかわる予算については、それこそ協議会の中でスピーディーに検討していただかないと、来年度予算として計上も出来なくなってしまうので、協議会内

の専門部会が活発になることを期待するところでございます。

今年度末に予定すると3月議会で行われていましたが、小学校の設置条例につきましても早い段階で議会にかけていただき、町民の共有認識も図るべきではないでしょうか。校名、校歌、校章などについても、様々な意見を聞いた中での決定としていかなければならないでしょう。まだまだ時間があるようでないのであります。協議会でのこれから進めていく行程はどのようになっているのかお聞きをいたします。

また、ソフト面においては、児童たちの心の対応であったり、登下校などの安心・安全にかかわる問題等たくさんあると思いますが、この問題についてはじっくりと、とことん協議をしてもらわなければなりません。スクールバスなどの問題もありますので、いずれにしても、一日でも早く児童の教育環境は整備されなければなりません。前倒しで出来る行程等、精査し取り組むべきだと思いますが、教育委員会はどう考えておられるかお聞かせください。

そして、地域スポーツの核として活動している、ふれあいスポーツクラブの今後のあり方をどう考えるかでございます。

総合運動公園の指定管理者の募集方針についてであります。この件についても議会全員協議会においてご説明をいただきました。現在、ふれあいスポーツクラブにおきましては、設立10年で、睦沢町の地域、スポーツを取りまとめてきた実績は誰もが認めるところでございます。

指定管理者の募集は幅広く、スポーツ活性につなげたい、現在の利用状況の平準化を求めたいとお考えは十分に理解するところでありますが、そこで改めてお聞きします。現在のふれあいスポーツクラブの今後のあり方をどのように考えているかをお聞かせ願いたいと思います。

そして、睦沢町の将来像についての最後の質問でございますが、7月に節目を迎える町政であるが、集中と選択の評価点を踏まえ、今後の政策をどう講じていくお考えであるかということでございます。

町政運営4年の節目を迎えるわけですが、公約に上げていた項目、公約には上げていなかったが取り組んだ事業も様々ございます。4年間を振り返り、さらに肉付けをしなければならない事業、真しに反省をし、改善しなければならない事業があると思いますが、集中と選択をスローガンに掲げての4年間について、ここは是非、女房役であります副町長から評価点をお聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きをいたします。PDCAを回しながら事業は展開していかなければなりません。アクティブに進められる町長を支えてこられた、な

かなか言葉には出来ない苦労もあったと思いますし、また、長きにわたる行政経験を踏まえた評価を是非、副町長、よろしくお願いいたします。

また、町長にお聞きいたしますが、副町長からの評価値を受けとめての、今後の重要と考える継続事業や睦沢町の進むべき未来をどうお考えなのか、併せてお聞きをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、国民健康保険の療養給付の現状についてでございます。

療養給付費のここ数年の推移を見ると、年々増す傾向にありますが、今後の対策をどう考えているかでございます。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の中核として市町村が運営し、国民生活を支える重要な役割を担っているわけでございます。しかし、景気の低迷等により経済成長がなかなか望めない状況の中で、高齢化の進展や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等に伴い、医療費の増加が続いているのもご承知のとおりでございます。一方では、医療費に伴い、保険税にかかる町民の負担が増加しているのも事実でございます。

一般的に、保険税の収納率低下、滞納世帯の増加により、市町村が運営する国民健康保険は大変厳しい財政運営を強いられています。現在、睦沢町における国民健康保険の現状はどうですか。そして、その状況をしっかり分析しながら、国保の本来の目的、求められる行動と選択について考えなければならないと思います。町として今後どのような対策をお考えなのかお聞きいたします。

また、関連をしているんですが、健康増進につながる様々な事業を展開しているが、医療給付費への反映はどうかということでも質問をさせていただきます。

健康増進につながる様々な事業展開をしているが、なかなか結果の出ない事業です。しかしながら、微妙な数値の変化などを発見して、その事業を継続していかなければならないと思っております。大変な取り組みだとはわかってお聞きをいたします。様々な事業に対する、多少でもいい成果は出ているのでしょうか。

以上、1回目の質問にご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登山雄君） それでは最初に、田中議員のほうからございました私へのご質問の内容につきましては、市原町長の4年間における町政運営の評価点をお尋ねでございましたけれども、ただいま町長のお許しをいただきましたので、私なりの感想を申し上げさせていただきます。

その前に、この4年間、町民の皆様を始め議会の皆様方には、私どもの行政運営各般にわたりまして深いご理解とご支援、ご協力いただきましたことを、衷心より厚く御礼を申し上げます。おかげをもちまして各事務事業も円滑に推進することが出来ましたこと、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、私は副町長就任以来、町長の補佐役としまして、職員とともに市原町長の政策実現のために、微力ながらその任を務めさせていただきました。結果といたしまして、選挙公約27項目ございました。そのうち私が確認しましたところ23項目、数字的にいいますと85%相当が実現に至ったところでございます。

1期目にして数多くの公約が実現出来たのも、一因としまして、歴代首長と比べ、職員を辞してわずか一月で町長に就任しまして、行政の中身も熟知しており、業務を遅滞なくスピード感を持って誠心誠意努力された結果であると評価いたしております。

一方、町長は行政経験も長く行動力もあり、職員時代からの豊富な人脈、さらには新たな人脈の発掘によりまして情報収集に努め、次々に色々なアイデアを出して参りましたけれども、しかしながら限られた職員数と財源の中で、各事業の交通整理も私なりにさせていただいたところでございます。なおかつ、日々町長とも議論いたしまして、その中で町長も我々の意見にも耳を傾け、業務内容を精査した中で、それこそ集中と選択によりまして政策を推進して参りました。

田中議員のご質問の中にもありましたように、公約にも上がっていなかった新たな事業も数多く確かにございましたが、これも全て睦沢町の将来を見据え、町民がひとしく健康で幸せになれるよう念じてやまない事業の推進であります。

他にも、政策実現の道半ばのものや、また、状況に応じて見直しを必要とするものもございますけれども、総じて私から見た評価は、大変本人を目の前にしておこがましいのでございますけれども、まず及第点を差し上げてよいのではないかと考えておるところでございます。

これからも、市原町長が町政のかじ取りを担うこととなれば、今までどおり町民の皆様、議会の皆様のご意見、ご要望を真しに受けとめ、我が睦沢町の発展と町民福祉の向上を目指し、政策の推進と実現に向けてさらに努力されることをご期待申し上げ、私からの答弁とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、私のほうから田中憲一議員の質問にお答えをしたいと思います。

ます。

まずお答えをする前に、この4年間についてということで、今、副町長からも、まあまあ第点かなというお話がございましたが、これも全て議会の皆さんの深いご理解と、また色々な質問、あるいはまた指導等があったたまものと、おかげさまをもちまして議会の皆さんとほぼ同じ方向を見ることが出来たのかなと、そうすることによって色々進めてくることが出来たのかなということで感じております。この4年間、本当にありがとうございました。

それでは私から、睦沢町の将来像について、3点目の、7月に節目を迎える町政であるが、集中と選択の評価点を踏まえ今後の政策をどう講じていく考えであるか、また、国民健康保険の療養給付の現状についてをお答えし、1点目の新設小学校について前倒し出来る行程等精査し取り組むべきことについては、教育委員会にお聞きであります。一部私からお答えをさせていただきます。2点目のふれあいスポーツクラブの今後のあり方につきましては、教育長からお答えいたしますので、よろしく願い申し上げます。

まず、7月に節目を迎える町政であります。集中と選択の評価点を踏まえ、今後の政策をどう講じていく考えであるかというご質問でございますが、評価点につきましては、自分で申し上げるのを遠慮させていただきたいと思っております。

今後の政策をどう講じていく考えであるかについて申し上げたいと思っております。先程、丸山議員の質問でもお答えさせていただいておりますので、若干言い方を変えてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

私が目指す政策、地方創生とは何かと申しますと、農山村からの視点から地域の実態は三つの空洞化が考えられ、人の空洞化、土地利用の空洞化、村の空洞化が段階的に進行していくものと思われまます。

田園回帰という言葉がございますが、内閣府による世論調査で明らかにされた新しい傾向として、移住希望傾向の強まり、特に若者やファミリー世代に多く見られます。そして女性には、農山村での子育て志向が強くなっているということでございます。

また、移住者数の実態は、都道府県をまたいだものとして、今後5年間で4倍まで増えるとしております。ただし、これには大きな地域格差があることも指摘をしております。また、地域が維持されるための移住者数としては、人口の1%、人口7,000人とすれば毎年70人、約25家族が移住すれば、地域は大幅によみがえるとしております。

そして、田園回帰の地域差を考えた場合、その要因は地域づくり、磨き、これが必要でありまして、移住者が地域づくりを刺激しサポートすることが重要であります。その田園回帰

と地域づくりの好循環が地域をよくする秘訣であり、今後なすべきことは、地域を磨き、人々が輝き、内外の方たちに選択される地域にならないといけないということだと思えます。この内外の方たちに選択される地域にするための政策を講じていく手段、拠点として、スマートウェルネスタウンやスポーツツーリズムなどを推進するものでございます。そして、これらの拠点を核とした地域の当事者の意識の醸成が促進されるような手法、つまり、何度も申し上げておりますが、ワークショップの効用の発信やファシリテーターの育成、支援などが大切だと考えるところでございます。

さらには、地方創生を牽引する公民連携による政策でございます。これは、人口減少を前提とした自治体経営に重要になることは財政でございます。人口が減ったからという理由で、急激な緊縮財政を強いられるような状況は避けなければなりません。

その方策として、今後行うべき公共サービスの一部を民間とともに推進し、財政を理由に諦めるということのないような政策、つまり公民連携を進めていくことが必要であると認識をしておるところでございます。これは、行政による公共サービスと民間による事業サービスを組み合わせて、民間からの収入と公共に必要な支出をバランスさせ、財政力が足りなくても、地域内循環によってサービスの水準を維持することを目指すものでございます。

従来型の地域活性化政策ではない、独自の事業開発、運営方法が必要であります。それには計画、開発、運営の一体化が求められ、そのプロジェクトを独立した民間法人が主導しなくてはならず、当然行政も参画するわけですが、計画内容の精査は民間に判断させなければ持続可能なものにはならないということでございます。運営段階に入ってから計画や開発のミスを取り返すことは難しく、重要なのはそのプロジェクトで運営を継続して成立させるといったセンスが必要になるので、自治体と民間がそれぞれの機能を複合化し、民間が公共も支える施設開発、運営モデルとなることで、地域がより豊かになっていくことと思っておりますので、私はこの公民連携政策を推進していくものでございます。

そして、こうした町政運営の視点をもとに、将来を担う子供たちの教育の質や環境の整備を進めるとともに、子育て支援や健康長寿を目指した福祉の充実を、引き続き重点施策として取り組んで参りたいと存じます。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、国民健康保険の療養給付の現状についてお答えいたします。

なお、1点目の、療養給付費のここ数年の推移を見ると年々増加する傾向にあるが、今後の対策をどう考えているか、2点目の、健康増進につながるような事業を展開しているが、医療給付費への反映はどうかについては、関連しておりますので併せてお答えさせてい

たきます。

ご質問の療養給付費につきましては、議員ご指摘のとおり近年急激に増加をしており、憂慮しているところでございます。これらは、医療技術の高度化、疾病構造の変化や新薬の承認などが挙げられます。

1か月の医療費で見えますと、心疾患によるもので1,200万円あるいは600万円、脳疾患、各種ガン治療やC型肝炎治療薬などで300万円を超えるものが見受けられます。これはいずれも一月の1件当たりでございます。平成27年度の保険給付費全体では7億8,000万円を超え、前年度と比較し7,000万円の増加となっております。また、平成20年度と比較いたしますと2億1,500万円の増加となっております。

一方、保険税収入を見ますと、平成17年度以降、大きな税率改正を行っておらず、平成27年度は2億1,200万円で、平成26年度に比べ約1,000万円の減となっております。また、平成20年度と比較いたしますと2,800万円の減となっております。

この間、基金の取り崩しなどにより運営を行って参りましたが、基金も底をつくような大変厳しい状況となって参りました。保険給付費の抑制対策としては、何よりも健康が第一であり、健康寿命を延ばし、ピンピンコロリといけばよいのですが、現実異なるのが現状でございます。

町では、特定健診等により病気の早期発見、早期治療を推進するとともに、ウォーキングを始め各種健康づくり事業に取り組み、健診受診率は年々向上し、平成26年度実績で48.8%で県内第4位となっております。また、各種事業の参加者も増えております。これらの事業の成果により、町民の健康増進には大きく寄与しているものと考えております。

健康に対する意識は年を重ねるごとに高くなりますが、町では平成24年度から、30歳から39歳までの若者健康診査事業を取り入れ、本年はさらに20歳まで拡大し、若いうちから健康に対する意識改革が出来ればと考えております。

今後も、町民が健康で安心して暮らせるよう努めて参りますので、よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、小学校の再編について、前倒し出来る行程等精査し、取り組むべきということにつきましては、次に教育委員会の考えを教育長がお話しさせていただきますが、私といたしましては、小学校再編準備の協議会が立ち上がり、各部会で専門家を交えて細かな内容を話し合う中で、小学校名や設置場所などを規定する条例の提案については、少しでも早くお示し出来るようにしたいと考えております。

先般、各区にお願いしている地区懇談会の中でも、小学校の保護者の方から、早く方向を示して欲しい、不安を解消していただきたいという熱いご意見がありました。今後も多くの事柄について協議し、合意形成が必要であります。新しい小学校の開校に向け、しっかりと方向を示し、心を一つにして進んで参りたいと思います。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 田中憲一議員の質問にお答えいたします。

1点目の、新設小学校について、前倒し出来る行程等精査し、取り組むべきだと思うが、教育委員会はどう考えるのかについてでございます。

小学校の再編につきましては、今後、再編を円滑に推進するとともに、新しい学校づくりについて議論する場として、睦沢町立小学校再編準備協議会を立ち上げるために、今年度に入り、これまで両小学校のPTA総会やPTA連絡協議会、区長会議などにおいて要旨の説明を行って参りました。また、現在、地区懇談会においても、再編に向けての取り組みをご説明させていただいております。

協議会委員の構成については、地域とともにある新しい学校づくりを行うために、保護者の代表、地域住民の代表、学校支援ボランティアの代表、また、学校職員や学識経験者などを構成員としております。委員については、最終的に今月の教育委員会会議で承認を経て、7月には第1回目の協議会を開催する予定でございます。この協議会の中で、総務部会、教育振興部会、学校づくり部会に分かれ、学校運営や通学手段、地域との連携に関する事など、具体的な項目について議論をいただくわけですが、現在、何をいつごろ協議いただくか、スケジュールを精査しているところでございます。

新しい小学校の開校に関しては、最終的に、睦沢町立小学校設置条例に関して議会のご承認をいただくことで、方向付けが確たるものになりますので、先程、町長から早い段階でのご答弁がございましたが、教育委員会といたしましても、協議会において、まずは設置条例に係る内容から取り組みたいと考えております。

そして、議員おっしゃるように、前倒しで進められる部分と十分な時間をかけてしっかり議論を必要とする部分のすみ分けをし、平成30年4月開校に向け、遺漏のないように準備を進める所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に2点目の、地域スポーツの核として活動しているふれあいスポーツクラブの今後のあり方をどう考えるかについてでございますが、ふれあいスポーツクラブについては、誰もが

いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりを目的に平成18年に設立をし、子供から高齢者まで世代を超えた交流を通じて、健康で豊かな生活が出来るまちづくりに貢献をして参りました。また、平成18年10月から、睦沢町総合運動公園の指定管理者として管理運営に携わり、現在では、指定管理者も併せ持った総合型地域スポーツクラブとして、県内においても注目をされる組織となっておるとい現状でございます。

しかしながら、人口減少などの影響もあり、ここ数年は、総合運動公園の年間利用者数が、平成22年度と比較してみますと年間1万人の減少となっており、クラブ会員数も当時より減少しております。このようなことから、本定例会におきまして、地方創生推進交付金を活用し、今後のふれあいスポーツクラブの総合型地域スポーツクラブとして、より一層の活性化に向け支援を行う委託事業の予算計上をさせていただいたところでございます。

今後も、ふれあいスポーツクラブについては、地域スポーツの核として位置付け、クラブ会員等の多様化するニーズに応えながら、スポーツの推進を図っていただくことを期待しております。また、そのために必要な支援を行って参る所存でありますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、新設小学校についてでございますが、先程、7月に第1回目の協議会を開催するということでありました。町長、教育長の言われるように、設置条例を早く制定したいと考えていますよと。これは私の中では、議会の中では新設小学校の設置場所はもう決まっているという解釈をしているわけです。設計委託費も通しているという考えの中で、もう進んでいるという考えなんです、でもやはり町民の中で、設置場所がしっかり制定されないと、幾ら協議会をしても、結局行き先の決まらない電車に乗っているような会議になってしまってもいけないと思いますので、そこら辺は行き先をしっかりと決めた上での協議会の運営が、決めることは決めるという部分で、スピーディーになるところはなるし、また、しっかり土地を見て安心・安全の部分も話し合えるのではないのかなと思うので、是非ここら辺は早い段階での制定をと思っております。

また、それとは逆に、跡地利用の話であったりとか、小中一貫校の話が出てきております。何よりも今、足元の、統合して睦沢町の小学生が同じ教育を受けるという環境づくりが先だと思っておりますので、先程来お願いをしている前倒し出来るものはしていただきたいと、是非そ

こら辺に対する思いもお聞かせ願いたいと思っております。

それと、ふれあいスポーツクラブに関しては、10年作り上げてきたクラブでございますので、クラブのほうがこの募集に手を挙げる、挙げないは別として、今後のあり方について、本当に細かく会議の場を是非設けていただきたいと思います。この部分に関しては答弁は結構でございます。

そして、今後の政策をどう講じていくかということでございますが、副町長につきましては、もっと厳しい評価点を聞かせていただけるのかなと思ったんですけども、あえてなぜPDCAということを質問で言わせていただいたかといいますと、厳しくやらなければいけないところを振り返りながら次の政策チェックをして、新しいところに踏み込んでいくという部分が言いたかったので、皆さんの前では厳しい評価点を言えなかったところは、ちょっと言っていたきたいなと思っております。

町長の今後の取り組みについてでございますが、共感出来る部分が多々あり、お手伝い出来るところはしていきたいなと、私も微力ですが取り組んでいきたいなと思っております。

ただ、議会の中、行政の中だけではなくて、進めていく上には、やはり町民全体の共感が必要な部分が多いなと思っておりますので、なるべくこれからも周知をしていただきたい。また、周知をしていく方法について何か考え方がるのであれば、お聞かせ願いたいと思っております。

それと、国民健康保険の部分についてでございますが、高額医療費や特定の治療はととも、先程、1か月に1,200万、600万という話がありましたが、その部分を抜いた部分で、平均的なという言い方が正しいのかわかりませんが、そこら辺での増加というのが、1人頭で割ったときに増加というのがこのところ急激に上がっているのか。全て高額医療の部分を入れてしまうと、表として読みづらいところがあると思うんですけども、そこら辺を除いた分で割ってみたときの推移の計算をしたものがあれば、是非お聞かせを願いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、再度の質問についてお答えをしたいと思います。

今、議員から、行き先がはっきりしないものについての議論は難しいんじゃないかというふうなお言葉をいただきました。そういうことで、先程もお話ししましたように、条例案の提案につきましては少しでも早くということで、出来れば早急に詰めまして、次の議会でも提案をしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、今後の議会運営あるいは住民とのコミュニケーションのっていき方ということとでございますが、私はやっぱり、先程も申し上げましたが、上市場におけるワークショップが非常に成功をおさめたというふうに感じております。出来ればこういう手法を色々な場面で取り入れながら、住民の意見を十分取り入れていくし、また、こういった中に専門家を招へいしながら、専門家による新しい方法、あるいは優良事例等も色々享受を受けながら、町民と一緒にあって、町民が自分たちの今までマイナスだと思っていたところが、考え方を定めることによってプラスに出来る、財産になるということが、非常に上市場のワークショップを通じて感じたところでございます。

先程も申し上げましたように、瑞沢地区の方々についても、非常に素晴らしい活動をしているなというようなお話もいただいております。そのようなことで、是非このワークショップという手法をこれからどんどん取り入れながら、また、今までのように新しいこと、あるいは新しい施策等につきましては、議会への説明、周知、全員協議会の中で十分もんでいった中で、直すべきところは直す。たまには、町長この間言ったことと提案と大分違うねということもあろうかと思えます。それにつきましては、議員の皆さんのご意見等が非常に参考になったということがもともになると思えます。

そのようなことで、是非皆さんも叱咤激励、また十分私どもも説明いたしますので、皆さんからも多様な意見をいただければ、町政にとって非常にこれはプラスになるのかなというふうに思いますので、よろしくまたご指導をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） それでは、命によりまして、田中議員のご質問にお答えいたします。

高額を除いた部分の1人当たりの医療費ということだったんですけれども、たまたま私の今計算してあるものは、高額を入れたものがあります。その中でいいますと、平成26年度の1人当たりの給付費が28万2,000円、27年度が32万2,000円。平成20年度にさかのぼりますと1人当たり23万円ですね。平成20年度から27年度で比べますと、23万から32万まで上がっているという状況でありまして、高額を除きますと、それぞれの年度の療養給付費があるんですが、それを大体の被保険者で割れば出るんですけれども、今ちょっと出ない状況ですので、全体の額でご報告させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○13番（田中憲一君） 小学校の件、よろしくお願いいたします。

そして、国民健康保険について、色々な元気になる事業をされている成果が生まれるか生まれぬか、数字で判断していくしかないと思っております。

これからちょうど団塊の世代が上がってくる中で、金額が増すのも頂点に近づいているわけですので、そこら辺、数字で読んだ中で、健康になるためのこの事業はとてもプラスであったとか、多少そのチェックをしていかなければいけないと思っているので、そこら辺、数字に出せるものは表にさせていただき、今の高額医療を抜いた部分のところ、議長、これは計算出来たら資料請求をしたいので、よろしくお願いいたします。

以上、終わりにします。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 今、田中議員のほうから後で書面でというお話がありましたから、担当課長、よろしくお願いいたします。

これで、13番、田中憲一議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで、3時10分まで暫時休憩といたします。

（午後 2時56分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、議案第1号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の国民健康保険特別会計は、平成17年度に大幅な税率改正を行った後、平成20年度の

後期高齢者医療制度施行に伴う改正と平成25年度の資産割廃止に伴う改正を行いました、いずれも税率を上げるものではなく、制度改正への対応や賦課方式の変更が主なものでありました。

この間、医療費は年々増加し、基金を活用しながら運営を行って参りましたが、平成27年度の保険給付費では前年度を約7,000万円上回る結果となり、基金保有額は年々減少傾向にあり、国庫の財政は極めて厳しい状況になって参りました。

これらの状況を踏まえ、6月1日に国民健康保険運営協議会会議において承認をいただき、本日提出させていただくものです。

また、今後の医療費の動向によっては、本年度並びに次年度の予算編成への影響も予想されますことを申し添えさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） それでは私から、改正内容の説明の前に、近年の睦沢町の国民健康保険給付費の推移についてご説明させていただきます。

お手元の議案審議資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

審議資料の8ページにグラフで示させていただいております。四つのグラフで、平成20年度から平成27年度の保険給付費等を示しております。

まず、グラフ1ですけれども、平成20年度の棒グラフを見ていただきますと、下から2億4,000万円が保険税の収納額になります。その上がゼロ円で、この年は基金の繰り入れはございませんでした。その上の3億2,900万円が国、県、町などからの負担金、交付金などの収入となります。欄外が一番上ですけれども、5億6,900万円が保険給付費総額となっております。

この棒グラフでは、保険給付費の内数に保険税額を記載してございますけれども、こちらは、保険税は全てが保険給付に充てられるわけではございません。保険給付費と保険税の推移あるいは割合を見るためにこのようなグラフとさせていただきましたので、ご理解いただきたいと存じます。

保険給付費については、グラフの示すとおり年々増加いたしまして、平成27年度では7億8,400万円となり、前年の平成26年度と比較いたしますと約7,000万円増加しております。また、その前の平成25年度と26年度を比較いたしますと約5,000万円増加しており、この2年

間で1億2,000万円と非常に大きく伸びているところがございます。これらは、先程の田中憲一議員の一般質問の折にも町長の答弁にありましたように、医療技術の高度化、疾病構造の変化や新薬の承認、また被保険者の高齢化などが挙げられると思います。

一方、保険税の収納額は、近年は大幅な税率改正を行っていなかったために、平成20年度の2億4,000万円前後で、横ばいから、ここ数年は減少しております。これらは、被保険者の減少や課税所得の減少、あるいは低所得者に対する軽減の拡大などによるものでございます。

中段のグラフ2では、これはグラフ1の各年度の保険給付費を100とした場合の財源割合を示すものとなっております。年々保険税の割合は減少となっているという状況でございます。

次に、グラフ3では、被保険者数とそれに占める65歳から74歳までの前期高齢者の推移を示しております。下段の数値が前期高齢者の数値であり、年々増加しております。

グラフ4では、その前期高齢者の割合を示したもので、平成27年度では被保険者全体の45%が前期高齢者となり、被保険者の高齢化が進んでいることが見てとれるものでございます。

また、グラフ以外ですけれども、一番下の欄に平成28年度末の基金残高見込額を示してございます。グラフ1の中段に各年度の基金の繰入額がありますけれども、毎年5,000万円前後の基金の繰り入れにより運営して参りましたが、平成28年度当初予算で4,000万円の基金を繰り入れし、今年度新たに積み立てが行われなかった場合には本年度末で680万円の残高となり、大変厳しい状況となってくると思われます。

以上で、近年の給付費の推移についてご説明を終わらせていただきますが、税率の改正では、1年間に必要と見込まれる保険給付費など国民健康保険事業に係る全体費用を算出いたしまして、一定のルールに従って算出されました国や県、町からの繰り入れなどの見込み額を差し引き、残りの分を必要な保険税として被保険者の方にご負担をいただくものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 命によりまして、私のほうから国保税の税率の改正についてご説明をさせていただきます。

議案審議資料の1ページをお開き願います。

国保税の税率改正でございますけれども、現行税率と改正案の税率との比較を記載しております。国保税の課税については医療に係る基礎分、後期高齢者医療に係る支援金分、介護納付金分に係る介護分と、この三つを合わせて国保税を世帯主に課税しております。

今回の改正でございますけれども、まず一番上にあります基礎分でございます。こちらの所得割につきまして、現行の6.5%から7.4%ということで、0.9%の引き上げとなります。次の均等割、1人当たりの金額でございますけれども、こちらについては2万4,000円から2万7,000円で3,000円の増額となります。次に、1世帯当たりの平等割ですけれども、現行2万1,000円から2万2,000円ということで1,000円の増額となります。

次に、支援金分でございますけれども、所得割につきまして、2.3%から2.6%の0.3%の引き上げとなります。均等割ですけれども、9,000円から1万円ということで1,000円の増額となります。

次の介護分ですけれども、こちらのほうは所得割2%から2.1%ということで、0.1%の引き上げとなります。

これらの税率で算定しまして、中段にあります計の欄になりますけれども、国保加入者の所得割の対象額、所得額ですね、こちらにつきましては13億8,531万円、加入者の所得がございます。介護分につきましては40歳から64歳までの加入者が対象となります。その方の所得が5億1,424万円でございます。それらにこの税率を掛けまして算定した額が計になります。改正案でいきますと、所得割、均等割、平等割、この三つを合計したものが2億8,520万7,353円、現行の率で比較しますと2,833万円ほどの増額となります。

こちらは年間の税額になりまして、この中から、次のBの減額になります。こちらにつきましては、低所得者の世帯に対しまして7割、5割、2割軽減をいたします。その中で軽減になるのが3,697万9,050円、こちらについては769世帯が対象となります。現行と比較しますと約300万円の軽減が増えることとなります。

続いて、限度超過額でございますけれども、こちらにつきましては、基礎分が限度額54万円、支援金分が19万円、介護分16万円が限度額になります。算定した結果、その超える部分、限度超過額ですね、そちらが22世帯ございます。そちらの金額が1,091万7,195円ということで、現行税率に比較しますと約200万円ちょっと増えることとなります。

次に、異動月割・端数調整ですけれども、今度4月1日現在賦課期日になりますけれども、算定しまして、直近ということで、5月末の直近のやつで算定してあります。こちらにつきましては、資格を取得した場合はその月から税は課税されます。喪失した場合には前

月まで賦課ということで、こちらにつきましては、抜けているほうが今のところ多いということで、691万3,408円の減額となります。こちらも現行の税率と比較しますと66万2,118円増える算定となります。

先程の計と今言った減額、これを差し引きまして調定額になりますけれども、差し引いて2億3,039万7,700円、現行の税率よりも2,254万3,000円増額ということで、こちらが国保税の課税額となります。

次に、1世帯当たりですけれども、1世帯当たり16万7,562円、現行税率と比較しますと1世帯当たり1万6,395円の増額となります。

次に、1人当たりでございますけれども、こちらのほうは、改正の税率でいきますと9万4,194円、現行税率と比較しますと9,216円ということで、1人当たり9,216円の増額となります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） その前に、先輩議員ということでなっちゃいますと、私が最高の責任をとらなきゃいけないということになりますので、一言、誤解が生じるといけませんので。地方自治法、議会の議員同士は対等でございますので、私には議員の皆さんを指導する権限もありませんので、一言言っておきたいと。ジョークとしてはいいんですけど。

そういうことでございますので、誤解のないように、誤解を解いておきたいというふうに思いますし、それから新しく来られた方にもそういうことで、先輩風を吹かすようなことがあったら失礼なことに当たりますので、対等の形で、お互いに自らの思想信条、町政に対する態度ということで、対等の感じでお互いに議論し合うと。それから、やはり議会としては、町政に対するチェック機能ということでは一致して、お互いに町長と議会の立場で緊張感を持って進めるというふうな立場で、私のほうは進めていきたいと思っておりますので、もし誤解が生じるようでしたら解いていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、質問に当たりますが、具体的には、一つは実態的にどうかということなんです。実はNHKで最近、特集を何度もやっております。老後破産というのを何度も特集している

わけであります。特に団塊世代が、今、ある人は、貯蓄2,000万持っていたという人が破産の前段にあるという生々しいレポートもありました。介護保険、それから医療費をもうとにかいかに削減するかということで必死になっている方がいたわけであります。今、命の問題について、払えなくて削減を自らせざるを得ないという世帯が各地で生まれているわけであります。

そこで一つは、明らかにするために、所得200万以下のいわゆる平均的な4人家族の世帯といった場合、幾らの負担が幾らの負担へと変わるのか。これはずっと私も何度も聞いてありますので、その辺は試算をされているというふうに思いますので、お聞きをしたいと思うわけであります。

それで、要するに幾ら幾ら医療費が増えましたというところだけを議論しても、国保の実態と、それからこの解決策の根本的な方向は見えてこない。もう一方では、先程説明しましたように、国保税全体額がずっと減っておりますよね。説明がありました。その実態をきちっと私は見ていかなければならないなというふうに思います。

一つは、退職をしても年金だけで生きていられないということで、かなり高齢になっても、無理をしてでも働かなければ生きていけないという実態の中で、健康状態の悪化があるんじゃないかという問題が一つであります。もう一つは、若い世代で、本来国保ではないはずの世帯が、いわゆる非正規という形で国保にかかわらざるを得ないと。それから、中小企業が企業としての保険に入れないので、国保に従業員等を入れざるを得ないと。それから、企業の撤退、リストラによって国保に来ざるを得ないと。これはここ数年の退職者医療費から始まった医療状況を見てもはっきりするわけです。

つまり、国保会計の部分が、かかる部分は増えるんですが、国保へ出す町民の能力自体が大きく下がっているということが原因なんです。だから、その部分だけでは語れない。ですから、町だけでは解決出来ない問題だと私は思っておりますが、根本的にはそうした今の制度上の問題、経済の問題があるということを、私は一つは思うわけであります。

そういう点で、今言った実態的に、1人当たり、世帯当たりということではなくて、平均の家族ではどうなるのかというところを明らかにしていただいて、しかしそれで本当にこれからやっていけるのかと。つまり、上げる、上げないは別としても、その実態を明らかにしていただきたいと思うんです。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず私のほうから全体的なことをお話しして、あと細かいところは担

当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、今、議員がおっしゃられるように、このままだと各市町村の国保はやっていけないというようなことで、消費税はまた2年延期ということが決まったようなことでございますが、その財源を使って都道府県に国保をやっていただくという形で、幾らかでも国の財源を入れて、厳しいところを賄っていただくということでやってきたんだというふうに思っております。

しかしながら、景気が思ったほど好循環になっていないのではないかとというようなことで、腰折れを防ぐために消費税の増税はまたもう少し待ちましょうと、また一部政党には、そんなことを言わずにそれはもうやめてしまえと、そのままにしておいていいんじゃないかということがありますが、いずれにいたしましても、このままでいきますと、今、議員がおっしゃったように、非正規の方、社会保険に入れなければ当然国保に入るということになってくるし、当然また団塊の世代の方が増えてくるということで、高齢者の方が増えてきますので、年金暮らしの方については、当然若い人の扶養にならなければ、また逆に、一定程度の年金があれば扶養に入れないということで国保に入ってくるということで、こういう問題は当然起きてくるべきものというか、そういう形になってこようかと思っております。

今まで睦沢町につきましては、それ以前の蓄えがあったものですから、基金という形でありましたもので、これを最大限使いながら、議員がおっしゃるように、住民は国保の世帯については非常に所得状況が厳しいので、税を上げないでくれということで、最大限睦沢町はやってきたと思っております。

それがここに来て、議員がおっしゃるような状況が多分に影響していると思われませんが、そこで睦沢町とすると、あと1、2年で県のほうに移って、そこら辺が少しは楽になってくるのかなと思ったんですが、制度そのものは変わらないと思っておりますが、ちょっと厳しい状況になってしまったのかなと。

今まで例えば各市町村で一般財源を入れていたもの、そういうものは千葉県は出来ないよと、それについてはきちんと国が面倒見ますということで来ていたと思われまして。これが、消費税の増税が先に延びることによって、何らかの財源を持ってきたいというようなことも新聞紙上では出ているようですが、まだそこら辺ははっきりしておりません。睦沢町とすると、今年上げさせてもらって、また来年も、医療費の動向によってはわかりませんという言い方をさせていただいております。これは一にも二にも睦沢町の基金がなくなってしまうからということでございますが、私としても非常に憂慮をしているところでございます。

そういった中で、何とかここ1、2年を切り抜けて新しい制度に乗っかっていって、国からの出そうとしているものが減らないように祈るところでございます。

あと、詳しい内容については担当課長から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 4人世帯で200万の所得で幾らになるかということですが、39万7,070円となります。現行の税率でいきますと35万8,360円ということで、差額で3万8,710円の増となります。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） つまり、それは町の都合、それから医療の現状というものもありますけれども、いわゆる普通の世帯、所得200万という世帯で、2割の国保税を払うということになるわけです。こういう実態をどう見るかと。私はこれは大変な重税感になることは間違いないと。国保はどういうふうにしてこうした世帯の軽減を図るのかということころは、もうちょっと私は考えていただきたいなと思っているんです。

それで、実は昨年からだと思いますが、国のほうが、一般会計から繰り入れをしている自治体などの声もあって、なるべく繰り入れをしなくても済むようにということで増額をしましたよね。だけど、睦沢町の場合はその増額をしても間に合わないという、もう非常事態というような、国の見込みが非常に甘かったということだと思うわけですが、そういう状態になっている。つまりまさに非常事態だというふうに思うんです。

私は、根本的には国の問題だと思いますが、こういう非常事態に私は、どうなるかわからないけれど、ここ1、2年位は頑張っって何とか抑えると、一般会計繰り入れしてという、また変な顔をされるといけません、まず抑えるということが出来ないかと。うん十億円使ってあれをやるんだから、そのうちのうん%でしょうということで、その辺の太っ腹を見せて、いつも太っ腹と言っちゃうんだけれど、見せてくれないかなということで、住民の今言った現状をこのままにすると、本当に貧困世帯というだけじゃなくて、普通の世帯が老後破産になってしまうということさえ危惧せざるを得ない。

町として出来る限りの引き上げを抑えるというような姿勢に立てないのかなというふうに切に思うわけですが、いかがでしょう。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ大変睦沢町の国保の財政状況が厳しくなっていく折、一般会計からの繰り入れが出来ないのかというお話でございますが、前にも申し上げましたように、市部等におきましては、徴収率の悪化に伴う減収分を一般財源から何とかしようということで、国保加入者にそんなに負担をかけないということの中から、ほぼ見合っている数字ではないかなというようなことを申し上げさせていただきました。そういうことで、そのようなことからすれば、睦沢町の場合、徴収率については県内でも有数でございますので、そういう観点の繰り入れはいかななものかなというふうに感じているところでございます。

そのようなことから、睦沢町につきましては、均等割、平等割そのものの割合を少し余計にしてあるんですが、それによって7割、5割、2割ということで、低所得者については軽減をして、その財源を国から補填していただくという手法をとっております。

そのようなことで、何とか所得割の税率をそんなに上げずに今まで来たというのが実態でございます。出来ればもう少しこれの維持をしながら、新しい制度に移行出来るように、また、当然保健事業をきっちりしながら、保険給付の伸びを抑えていくという努力も引き続きさせていただきたいと思っております。

そのようなことで、現状をなるべく維持して、来年度については何とか税率据え置き出来るような保健施策をきちっととっていききたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 一般住民の方々を含めた地域ごとの健康維持というような形で町のほうも努力され、担当者の方もかなり努力をされるということで、これはすぐに効果は見えませんが、そういうような努力も確かにあるわけでありませぬ。

それで、つまり全県的に国保になった場合ということで、私もいろいろ調べて質問しましたけれども、制度としては、どうやって徴収率を上げさせるかというのが中心の問題になっているわけですね。全県的な平均の形で見ると、そうすると、私は県でやる制度については反対であります。しかし、現状になっていった場合に、徴収率のいいところは、全体の中でいえば非常に、有利と言ったらおかしいですけどもなります。睦沢町の場合は、だからそういう意味では現状より上がるかどうかとは、私は言い切れない、ちょっとわかりませぬよ。ですが、そういうふうに町民の方の努力を私はちゃんと評価すべきだと思うんです。だからここ1、2年の苦しいところを何とか町長に乗り切っていただきたいなと。何か

浪花節になっちゃいけません。

ということで、逆に言えば有利なところがあるわけです。やっぱり睦沢町の町民性だと思います。払うべきものはきちっとやりましょうと、苦しくてもやりましょうというところがありますから、そういうところも評価をしていただけないかなということで思っているわけですが。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今、議員のおっしゃったとおりだと思います。新しい制度に移行した場合に、その市町村の徴収率、きちんと県はその辺を見て、県に納めるべき額を算出してくるというふうに思います。そういった意味では、新制度に移行することによって、睦沢町はある程度有利に働くのではないのかなと。徴収率のよさが結果的にいい方向に向いていくのではないのかなというふうに思うところでございます。

そういったところで、ここ1、2年につきましては何とか、枯渇すると言いながらも基金もまだ数百万残っておりますので、そこら辺の有効活用も含めた中で、何とか乗り切っていきたいなというふうに考えます。

また、今年1年の状況を見ました中で、来年度については、もし私がいれば一生懸命考えていきたいと思っておりますので、またご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 私は、制度上の問題も含めて総合的に話します。町が一方的にどうのこうのということではありませんので。

睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例への反対討論を行いたいと思っております。

今回の改正の特徴は、国保税の基礎分、支援分、介護分それぞれで、所得割の引き上げだけでなく、基礎分、支援金分につきましては均等割、世帯平等割など、所得にかかわらず引き上げるといふような制度になっているわけでありまして。結果、先程報告がありましたように、1世帯1万6,385円、1人当たり9,216円、極めて大幅な引き上げになるものであり

ます。

そして、先程報告がありましたように、4人家族、平均でいいますと200万円所得の一般家庭で見ますと38万円が39万7,000円。つまり、所得の20%近くになるという、この金額がいかにも大変であり、生活をさらに圧迫するかは言うまでもありません。

国民健康保険法は、第1条で、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」というふうに明確にしております。つまり国民の保健向上に寄与しなければいけない。じゃ責任は誰にあるか。第4条で、「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。」と明確にしているわけであります。

国保会計は、他の医療保険に加入しない全ての住民に医療を保障する制度であります。年金生活者になった場合に多くは国保に加入をする。いわゆる国民皆保険のまさに根幹をなす制度であります。国保税が高過ぎて生活実態を圧迫するようになるのは本末転倒と言わざるを得ません。

今回の値上げは、前年度療養給付費の急激な増加に伴う歳出不足を見込んだものであります。このことは、町の国保会計の枠内で行う現在の国の財政負担割合では、国民自身に負担を強いなければ運営に支障を来すという、こういう極めて町としても苦しい判断を迫られるという制度に私は最大の問題があると考えております。

具体的にいいますと、例えば先程資料で説明されて、国の支出の割合が言われましたけれども、実はこれは大変な数字のごまかしがありまして、具体的にいいますと、1984年に国が医療費の45%、定率国庫負担、それを給付費の50%に変えたわけです。つまり、分母が本来医療費であったものをずっと小さくして、あたかも国の負担が増えたかのような操作をしてしまう。結果的に医療費全体、従来の仕組みで見ますと、国が45%だったのを38.5%にしたという、恒常的な町財政が圧迫する仕組みがここで作られたわけであります。

さらに、私もはっきり覚えておりますが、それまでの国保の事務費など始め様々な負担が国庫補助から外されてしまうということで、この分も町が負わなきゃいけないということになったわけであります。

先程申し上げましたように、健康悪化と、それから国保税の減少ということの社会的な問題は先程申し上げたとおりであります。つまり単なる歳出増というだけではなくて、歳入の部分で国の削減、国保加入者の貧困化という大問題を含んでいるというものであります。

私は、何といたっても国保の理念に基づいて、国の財源負担をもとに戻すことを常に要求し

て参りたいと思っております。

財源はあるわけであります。一部の巨大企業や富裕層への破格な減税措置、これを適正な課税による国家予算の確保。それから正規雇用の拡大、労働条件の改善、そして経済の活性化が必要だと考えているわけであります。

その一方、先程も申し上げておりますが、町の基本姿勢として、一般会計を国保会計の緊急事業対策として国保会計に繰り上げて、この緊急事態を何とか乗り切っていただきたいと切に思う。町長の決断を求めて反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 賛成の立場でありますけれども、心の中では、やはりこれは上げてもらいたくないという気持ちは多々あります。反対討論した市原議員もそのとおりだと思いますけれども、町長に念仏でお頼みをしておりましたが、やはりこれは、今示されておりますように、平成28年度末の基金の残高が680万と出ております。これを私たちが反対してしまいますと、いざこの基金がなくなってしまった場合のとき、非常な事態が発生するわけがあります。そういったことを想定しますと、ここは私たちは涙をのんで、町のためにも賛成をしたいというふうに思います。

ということで賛成討論といたします。

○議長（市原重光君） 他に討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

伊丹書記。

(伊丹書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

睦沢町総合運動公園につきましては、現在、睦沢ふれあいスポーツクラブが指定管理者として、施設の運営及び管理を行っており、指定の期間については平成28年9月30日をもって満了となります。

ふれあいスポーツクラブによる指定管理者の運営により、設立前の運営経費と比べ費用の削減が図れ、町の委託事業を含め、スポーツの推進を図り、総合型地域スポーツクラブとして定着してきたところでございますが、年間利用者数で見ますとここ数年は横ばいであり、平成22年度と比較してみますと、年間1万人の利用者の減少となっております。

このようなことから、スポーツツーリズムを推進し、交流人口の増加を図るため、今後の管理については、新たな提案を公募し、住民サービスを維持しながら、将来に向けて町民スポーツのさらなる活性化と、より効率的、効果的な施設の運営方法を導入する必要がございます。

しかしながら、年度の途中で指定管理の体制が変わることは、利用者の戸惑いの要因となることが懸念されますことから、平成29年3月31日まで、現管理者である睦沢ふれあいスポーツクラブとの指定期間を延長するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） これは9月までということで、3月のときに9月に変わりますというようなお話がありました。しかしながら、一般といいますか、民間の方の名前といいますか、出てこなかったということの中でこれを延ばしたんですけれども、この先これを延ばし

て、来年の3月31日になってまた延ばすというふうなことがあるのでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今回半年延ばすのは、公募して手を挙げてくれるところがなかったから延ばすということではなくて、今現在、9月末で指定管理が終了するというので、もう既にふれあいスポーツクラブ会員については募集をしているんです。ということで、1年間その体制でやっていきたいというようなこと。それからまた、ふれあいスポーツクラブも、年度途中で終わってしまうということになりますと、執行の仕方において非常に会員に迷惑がかかる可能性があるというようなことを考慮いたしまして、町の年度終了になります3月31日まで、半年間延ばすという形にしたいということでございます。

そのようなことで、公募につきましては内容等を精査してこれを固めて、早目に公募をして、ふれあいスポーツクラブがまた引き続きなる可能性もございますが、もしかかわるとすれば、その引き継ぎについても遺漏のないようにして、住民に迷惑のかかることのないようにしていきたいということから、このような形にさせていただきましたので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 公募自体については異議はありません。

ただ、結果、今回の状況から新たな公募のポイントは、利用者の増を図るということであり、具体的には、では町として利用者増を図れるというその基準、考え方、これなら大丈夫だということはどこに、増を図れる指定管理者だということはどこのように判断されるんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 総合運動公園につきましては、先程もありましたように、22年度と比較すると年間1万人の利用者の減少があるということがございます。それから、通常見ますと、平日についてはほとんど施設ががらがらであると。しかしながら、土日、祭日についてはほとんどフル回転ということで、そういうところでの新たな利用というのは考えられないわけですが、平日がほとんど空いておると。また、プールにおきましても3カ月間は使っておりますが、それ以外の期間については全く使われていないという状況がございます。この辺を、健幸長寿に絡めてこの施設を年間通して使える、あるいは平日も十分に使えるという

ような提案をしていただくことによって、利用者の増が当然図れるだろうと、そこら辺をきちんと明確に打ち出した中で提案をしていただくという形に持って行って、利用者の増に結びつけたい。またそうすることによって、町民も今までの利用よりも、もっともって付加価値のついた利用の仕方が出来る。あるいはまた、他からも睦沢町に訪れて健康な体になるということが出来れば、流入人口も増えてくるというようなことで、そういうことも一緒になっていきたいなということで考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最近言われている、公契約というのがよく言われるわけです。つまり、利用者増と、それから町の出す補助金なりお金の部分をどう減らすかという点で、働いている人への過重労働や、それから低賃金などの労働条件の悪化につながるようなことになってはいけません。働いている人にもきちっと保障するという、その辺のバランスをとった形で契約を結ぶというようなことが、どうかすると町は、一定の見積もりの中で安くやってくればいいという風潮になりがちなんです、実際にそこに参加をされている人が、物を作るんだったらまだ、よく私たちはこういうときにオシャカと言うんですけど、幾つかやると使えないものが出てくるということがあるわけですけど、人との関係ですから、これは手抜きの出来ないものでありますし、そこで働いている方はやはり健康で、それから知識もあり、尽くしていけるという方でなければいけないわけで、過重な労働条件などの場合は、非常にこの趣旨自体から外れてしまう危険性があるわけです。

だから、そのこのところの保障はきちっととれるかどうかという問題なんです。余りに増やせ増やせ、それからこっちからの支出分は減らせ減らせ、そこだけ基準に置いてしまうとそういうことになりかねないので、その辺はきちっと配慮されているのでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 一般公募するに当たりまして、要求水準書、町が要求する中身をお示しするわけでございますが、その中で、ただ単に安くやって経費を下げるということではなくて、今空いている時間を有効活用して、住民がもっともって健康になれるという方策を出してくださいというようなことを要求水準書の中にきちんとうたっていくということを示しながら、そういうことでありますので、利用者増という形でございますから、働いている方に過重なということではなくて、今ではインストラクターという方はほとんど少ない、あるいはまたそのクラブの中で指導者を得てやっているということでございますが、そういう専門の方を配置することによって、今の従業員だけではなくて、そういうことによる利用

増ということも、提案の中に入れてもらえるような要求水準書を作って、事に当たりたいというふうに思っておりますので、議員が心配しているようなことがないように鋭意進めて参りたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

市原町長。

○町長（市原 武君） すみません、議長。PFIじゃなかったもので、要求水準書ということではなくて、言葉として間違えてございました。いずれにしましても、公募の要件をきちんとしていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） それでは、お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、議案第3号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第3号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）について、

提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は、6,094万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ36億155万1,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

2款1項1目一般管理費につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の第22条において、第19条第7号に規定する特定個人情報の提供が安全になされる必要があることから、本町の基幹系システムと国が構築する中間サーバーとの連携システムを構築・運用するため、本業務委託料を計上いたしました。

6目企画費の地域スポーツ活力向上プロジェクト業務委託は、健幸長寿のまちづくりを進める中で、さらに生涯スポーツを推進するため、ふれあいスポーツクラブの活性化を目指し、第三者的な立場である地域スポーツクラブマネージャーと関係者が協議をし、今後の総合型地域スポーツクラブの活動のあり方について合意形成を図り、次年度以降の活動に関する調整を行うものです。

なお、本事業は、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生推進交付金）を活用して実施するものであり、その採択要件が平成28年度当初または6月補正により予算化されていなければならないことから、今回の補正予算に計上いたしました。

一般コミュニティ助成事業助成金は、北山田区三ノ宮神社の神輿修理に係る経費、地域イベント助成事業助成金は佐貫区のふるさと収穫祭かかし祭りに係る経費、また、地区集会施設等補助金として下之郷区民センターの施設改修に係る経費を計上いたしました。

2款4項3目参議院議員選挙費については、報酬から報償費への節の組み替え、また、需用費は選挙啓発等の経費を計上いたしました。

3款1項2目老人福祉費につきましては、長生郡6町村が共同設置する老人ホーム入所判定委員会の委員に支払う報償費であり、本委員会は輪番制による事務局が事務及び経費を負担することとなっており、今回は睦沢町が当番町のため計上いたしました。費用弁償について、当初予定していた臨時職員は通勤手当が必要ではありませんでしたが、諸事情により他の者を採用することとなったため、計上いたしました。

5款1項3目農業振興費について、本事業は、園芸算出額全国第1位の奪還を目指して、県内園芸産地の生産力を強化・拡大するため、園芸農家が実施するハウス等の施設整備や省力化機械等の導入、老朽化した温室等の改修に対し県が助成するもので、本町では、2件の

園芸農家から育苗施設、パイプハウス183.6平米の新設1件、また、鉄骨ハウスの屋根フィルム張り替え2件、温風暖房機新設1件の要望があったため計上いたしました。

7款1項2目地籍調査費について、当初予算では事業配分を前年同様で見込みましたが、地籍調査事業補助金の配分基準の変更及びたび重なる要望活動が実を結び、新年度になって国への当初要望額に近い配分となったことから、増額計上いたしました。

8款1項5目災害対策費では、防災用資器材の整備について、当初、県の地域防災力向上総合支援補助金を活用し、各自主防災組織にお配りする防災釜や工具等の購入を予定しておりましたが、4月に千葉県市町村振興協会のコミュニティ助成事業が採択となり、防災釜の購入に対し200万円の助成金がつくこととなりましたことから、地域防災力向上総合支援補助金を最大限活用するため、増額計上いたしました。なお、増額分については、昨年度購入し、各学校等に配備した簡易電動トイレを購入し、避難所環境の整備を行います。

9款1項2目事務局費について、小学校の再編を円滑に推進するとともに、新しい学校づくりについて議論するため、睦沢町立小学校再編準備協議会を設置し、その組織を構成する委員への報償費を計上いたしました。

以上の事業実施に伴う財源につきましては補助金等を活用し、一般財源については繰入金を充当いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

岡澤宏一議員。

○9番（岡澤宏一君） 今説明がございましたけれども、土木管理費の地籍調査費でございますが、地道な要望等でやっと幾らかついたというお答えでございます。

この補正で4,500万、そうしますと、今までの計画、当初計画でありましたね。その実態とどのような変化がされるのかを教えていただきたい。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

地籍調査でございますけれども、事業完了までのスケジュールでございますけれども、当初の計画では平成25年度の開始から36年度、12年間で約15億円をもって完了する計画でござ

いました。しかしながら、国の予算が見込みどおりに配分されてこなかったことから、今までの実績からして、毎年約1億円位の事業を行ったとした場合には事業完了まで5年程度延長され、平成41年度位まで延びるのではなかろうかという見込みでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 岡澤宏一議員。

○9番（岡澤宏一君） そうしますと、当初12年の説明でありましたし、今のお話だと5年程度だということですが、今の段階では5年程度になろうかと。これはかなりもっと延びやしないかなと思いますが、一つは地道な運動で、やはりこれは地域格差が出てくる可能性もあるわけです。ですから、当初計画をなるべく基本にした中でやってもらいたいように要望して終わります。よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 番号制度システム運用、何でこの時期にやりとりするのに改善が必要なんですか。最初がだってあれだけ金をかけて、大丈夫です、危ないところもありますけれどもでもこれしかありませんと、これだけ精査したのに、ぼろぼろこんな改善をしなきゃいけないというのは、システム自体に欠陥があるんじゃないですか。その点どうなのか。

それからもう一つ、老人ホームの入所判定委員報償ですけれど、睦沢町が今回の番ですということは、補正前の額のことも含めて言っているわけで、補正額についての説明になっていないと思うんです。つまり、輪番制になったから12万4,000円増えたわけじゃないでしょう。ということなのでその意味が何かということ。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） マイナンバー制の関係についてお答えをさせていただきたいと思っております。

今回の内容等が決定したのが、当初を作った後、2月になって国のほうから明示されたというものでございます。既に決まっておりました中間サーバーへの連携の中で、町の基幹システムから直接中間サーバーに行くということで、セキュリティ上、基幹システム直接のアクセスはさせないということになったということで、その中間に一つのサーバーを設けると、連携のシステムを設けるということでございます。この中で、そういうシステムを作るということで決定いたしましたので、町としましてはそれに対する対応を行ったというものでございます。

中間サーバーは国が全て運営して作るということで、東日本と西日本に分けて作るということですが、その中で、法ではそこは21条で規定をして、22条の段階で連携システム業務というのを法上では決まっております。

そうした関係で、7月からの運用ということになりますが、このような形で示されておるところでございますので、安全上どうしてもこれが必要ということで今回上げさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊福祉課長。

○福祉課長（田邊浩一君） 民生費の補正の関係でございますけれども、補正額12万4,000円の内訳といたしまして、8節の報償費で老人クラブ入所判定委員会の報酬2万1,000円と、旅費といたしまして臨時職員の旅費分10万3,000円、合わせて12万4,000円の補正をさせていただきたいということでございます。

輪番制につきましては、毎回変わってきまして、前回は一宮町さん、というか年間1件あるかないかということですので、あったときに補正をするというような形で今まで進んでおりますので、今回、その委員会を開く案件がありましたので、開かせていただきましたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 今のはよくわかりました。

それで、委託料は、よく泥縄と言うけれども、これまでちゃんと届けた人は一体安全だったのかというような、本当にすごいシステムだなとあきれます。

それともう一つ、小学校再編準備委員会、私はこの前のご説明でも、なぜ公募しないのかということ言ったわけですがけれども、そのときも説明あった、公募にかわるような町民が積極的に参加出来るシステムというのは、それはちゃんと開かれているんですかということです。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） まず、再編準備協議会の組織は、保護者の代表、地域住民の代表、小学校教職員の代表、その他教育委員会が必要と認める学識経験者、ボランティアの方々、計24名以内ということで構成いたしますけれども、委員の選定に当たりましては、例えば保護者の代表や地域住民の代表につきましては、教育委員会側から特定した個人をお願いするのではなく、PTA連絡協議会や区長会をお願いいたしまして、広く保護者や地域住民代表ということで推薦をいただいております。

また、協議会の中に専門部会を置くことになっておりますけれども、これからいろいろな項目を議論いただく過程で、部会長が認めた場合は、会員以外の方も会議に出席をし、意見を伺ったり説明をしていただくなど、参加出来る体制をとりますので、議員がおっしゃるような枠外の公募の形というのはとっておりませんけれども、広く意見を反映させることが出来る体制はとっておりますので、またそうでなければ、陸沢教育の目指す、これからの地域とともにある新しい学校づくりは実現出来ないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（市原重光君） 他に。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 5款1項農業費の農業振興費でございますが、国県支出金となって一般財源は関係ないので、そんなには影響ないんですけれども、この補助金というものは、期の途中ですけれども、これは新規の業者なのでしょうか。既存の業者さんへの補助金でしょうか。期の途中でこういうものがこれからも、あるいは申請すれば出来るものでしょうか。お尋ねします。

○議長（市原重光君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山義晴君） お尋ねの今回補正計上させていただいたものにつきましては、町の園芸農家の方が2件、説明でもございましたけれども、ハウスの改修やら新設、そういうものについて、今年度、28年度の県の事業に申請をするというものでございます。新たな参入者でこの申請をするというものではございません。

○議長（市原重光君） よろしいですか。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 番号制度連携システムですが、関連してなんですけれども、マイナンバーカード交付はまだ出来るのかと町民の方に聞かれたんですけれども、ちょっと周知に工夫が必要なのではないかと思うのですが。また、総務省ホームページで、企業や学校等で交付申請書を取りまとめて申請を一括して行い、地域の集会等に職員が出向いて希望に応じて受け付けも出来るとありましたが、これは出来るんでしょうか。

あと8款消防費ですけれども、避難所環境の整備ということで、町ではアレルギー対応食は用意していらっしゃるんでしょうか。

ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） マイナンバー交付、これから申請ということでしょうか。申請はこれからでもまだ出来ます。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 避難所関係の備蓄品の中のアレルギー食ということだったというふうに思います。

避難所の備蓄資料を全部持ってきているんですけど、今ちょっと出てこないんですけど、多分、アレルギーの関係に関しては用意がないのかなというふうに考えております。しかしながら、そういう方も、実際子供たちでアレルギー食を必要な方もいますので、そういう実数を捉えながら、必要な部数については用意していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） カード交付はまだ出来るかと町民の方に聞かれて、もう出来ないのかなと思っている人もいらっしゃるので、そこら辺もうちょっと周知を工夫したほうがよろしいのではないかなということです。

あと、アレルギー食ですけれども、熊本で医療センターのアレルギー対応食の配布で100人以上いらっしゃったそうで、8割が乳幼児だったそうなんです。アレルギーの方にとっては、小麦の入ったカップ麺とかパンとか、そういったものでも命とりになる方もいらっしゃって、そういうことから出来れば対応食を用意していただいたり、用意する以外でも、多分特殊なものもあると思うので、アレルギーの方には備蓄を促すとか、そういった働きかけも必要ではないでしょうかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 貴重なご意見をありがとうございます。

福祉、健康保険等、また、子供さんがアレルギー等でありますのでこども園とか、そこら辺のところと情報を共有しながら、そういうものを準備をしたい、また広報等でもお話をさせていただいて、安心出来るような形に進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 大変失礼いたしました。今後またPRをしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 平成28年度陸沢町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第4号 財産の処分についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第4号 財産の処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

町では、人口減少、少子高齢化に歯どめをかけるため、若年層の定住及び地域の活性化を促進することを目的に、若者定住型賃貸住宅として、上之郷字女ヶ堰地先にリバーサイドタウン、戸建て賃貸住宅18棟を建設いたしました。

平成26年4月1日より18世帯全てが入居を開始しましたが、そのうちの1世帯が仕事の都合により平成28年2月をもって転居したため、新たな入居者を募集いたしました。申し込みの件数は賃貸希望が4件、購入希望が1件でございました。複数の応募があったことから選考を行い、購入を希望する方に決定いたしました。

売り払い金額は土地が406万4,700円、建物が1,051万4,508円、物件総価格1,457万9,208円となり、平成28年5月24日付で不動産売買の仮契約を締結しております。

については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の町有財産の処分に当たるため、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦勞さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 売り払い金額の設定はどういう基準でやってありますか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 条例によって減価償却という形でやらせてもらっております。ちょっと今開けないのであれですけれども、規則の中でそういうことで定めてあるということでございます。

○議長（市原重光君） 他に。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 本件につきましては、18区画、今回は特別な購入というような契約でありますから何ですが、全般的に通して、入居して5年後を一つの基準として個人売却を始めると。全体的には町の負担としては9,000万前後、これが一つ負担としてかかるという試算が以前されたというふうに記憶しております。この5年という一つの一線を早めまして、希望者であれば今回と同じように、早目にこういう契約をして売却する、それによって町の負担が少しでも減額されるのであれば、そのほうがいいのではないかというふうに考えますけれども、その辺についての考え方はいかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃるとおりでございます、早くすれば町の負担が軽くなります。ということで次にまた回せるという考えでございますので、またそういうPRもしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 余り聞いて申し訳ないんですけど、公募があったと、借りる方が4件位いたとさっきおっしゃいましたけれども、今の方はこれを買いたいということですよ。ちょっと質問が変わるかもしれませんが、総合運動公園のところに町の土地がありますよね、売買しているところ。あっちのほうを買ってもらってここを借りてもらったらどうかという気がいたしたんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） お答えします。

総合運動公園のほうについては、土地の分譲ということで家がついていません。この方については土地、家つきということで申し込みがあったということなので、家つきのところを購入したいということでございました。

なお、パークサイドタウン、総合運動公園の脇についても、本年度になってから1件契約がございました。また、4件ほど検討したいという方が来ておりますので、今後また売れていくのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 財産の処分については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第10、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） ありがとうございます。

本件については、以上のとおりご承知願います。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、ご説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持、向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものでございます。自治体の財政力の違いによって、子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

義務教育費の水準確保と地方教育行政の充実を図るには、一人一人の子供たちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要でございます。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものであり、議員各位の格別なご理解を賜りますようお願い申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定しました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 追加日程第2、発議案第2号 国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 発議案第2号 国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、ご説明を申し上げます。

教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を持っております。しかしながら、社会の変化とともに子供たち一人一人を取り巻く環境も変化し、教育諸課題や子供たちの安全確保などの課題が山積みしております。

子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるために、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がございます。

地方財政の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力は不可欠であり、充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がございます。

よって、国における平成29年度教育予算拡充を強く求めるものであります。

議員各位の格別なご理解を賜りますようお願い申し上げまして、提出者の説明とさせていただきます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第2号 国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり提出することに決定しました。

議決されました意見書2件について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任されることに決定しました。

○議長（市原重光君） 先程、田中議員の一般質問の中で資料の要求がありました。

これからお配りをいたしますので、お待ちください。

（資料配付）

○議長（市原重光君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） それでは、これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時42分）